

官報

平成九年三月十八日

○第一百四十回 衆議院会議録 第十八号

平成九年三月十八日(火曜日)

臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

〔市川雄一君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

午後零時三十三分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これまで議題となりました三法律案について申し上げます。

○議長(伊藤宗一郎君) これらは、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略する御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

〔市川雄一君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

〔市川雄一君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

〔市川雄一君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

〔市川雄一君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

議事日程 第八号
平成九年三月十八日
午後零時三十分開議

第一 國際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

第二 特殊土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

第三 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件

第五 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第六 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件

第八 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第三 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件

第五 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、國際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、國際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、特殊土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第三 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件

第五 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件

○本日の会議に付した案件

日程第一 国際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

日程第一 国際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 特殊土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

次に、特殊土じよう地防災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、特殊土壤地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月、議員立法により五年間の期限法として制定され、以後八度にわたり期限延長のための一部改正が行われて現在に至っているところであります。

今日まで四十五年間にわたる治山治水、かんがい排水、農道整備などの事業の実施により、特殊土壤地帯における災害防除と農業振興の両面において顯著な進歩改善がなされ、地域住民の生活向上に多大な貢献をなしてきたところであります。が、同地帯の現状は必ずしも満足すべき状態にあるとは言えないであります。

今なお対策を必要とする地域が数多く残されており、加えて、近年における都市化の進展による災害の態様の変化や農業をめぐる国内外の情勢の変化に対応して、新たに取り組むべき課題も多く生じております。これらの課題に対応し、特殊土壤地帯の振興を図っていくためには、引き続き強力に事業を推進していく必要があります。

以上の観点から、本案は、所期の目的の完全な達成を図るために、現行法の有効期限をさらに五年間延長して、平成十四年三月三十一日までとするものであります。

なお、本案の成案決定の際に内閣の意見を求めましたところ、特に異存はないとの意が表されました。

以上が、二法律案の趣旨の説明であります。

二法律案は、いずれも昨十七日の建設委員会に

おいて全会一致をもって成案と決定し、建設委員会提出の法律案について申上げます。

次に、内閣提出の住宅金融公庫法等の一部を改

正する法律案について、建設委員会における審査

について全会一致をもって成案と決定し、建設委員会提出の法律案について、建設委員会における審査

の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、良質な住宅ストックの形成を図るた

め、従来の住宅金融公庫の金利区分を改め、一定

の良質な既存住宅の購入及び優良な住宅改良工事

について最優遇金利を適用する金利体系に改める

とともに、繰り上げ償還が急増する現下の金融情

勢のもとにおいて、住宅金融公庫による安定した

住宅資金の融通を確保するため、特別損失金によ

る補給金の繰り延べ制度の改正を行い、あわせて

余裕金の運用方法の拡大を図る等、所要の措置を

講じようとするものであります。

本案は、去る二月二十八日の本会議において趣

旨説明が行われた後、同日本委員会に付託され、

昨十七日亀井建設大臣から提案理由の説明を聴取

し、同日質疑を終了、採決の結果、賛成多数を

もって原案のとおり可決すべきものと決した次第

であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、事業計画について、主なものを作成し上げます。

一般勘定事業収支は、収支ともに六千九百九億円

であり、また、一般勘定資本収支は、収支ともに七百四十七億円であり、いずれも収支の均衡が図られております。

公正な報道と多様で質の高い放送番組の提供に努めること

ハイビジョン放送の拡充強化と普及促進及びデジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発に積極的に取り組むこと

経営全般にわたり効率的な業務運営を徹底する

とともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること

等であります。

本件には、「おおむね適当なものと認める。」と

の郵政大臣の意見が付されております。

本件は、去る三月四日本委員会に付託され、昨

十七日堀之内郵政大臣から提案理由の説明を聴取

し、川口日本放送協会会長から補足説明を聴取し

た後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸

事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算について申し上げます。

受信料については、消費税率の引き上げ等に伴う税負担の軽減による現行のカラーライセンス料額十三

百七十円を十三百九十五円に改める等の改定を行うこととしております。

一般勘定事業収支は、収支ともに六千九百九億円

であり、また、一般勘定資本収支は、収支ともに七百四十七億円であり、いずれも収支の均衡が図られております。

次に、事業計画について、主なものを作成し上げます。

一般勘定事業収支は、収支ともに六千九百九億円

であり、また、一般勘定資本収支は、収支ともに七百四十七億円であり、いずれも収支の均衡が図られております。

公正な報道と多様で質の高い放送番組の提供に努めること

ハイビジョン放送の拡充強化と普及促進及びデジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発に積極的に取り組むこと

経営全般にわたり効率的な業務運営を徹底する

とともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること

等であります。

本件には、「おおむね適当なものと認める。」と

の郵政大臣の意見が付されております。

本件は、去る三月四日本委員会に付託され、昨

十七日堀之内郵政大臣から提案理由の説明を聴取

し、川口日本放送協会会長から補足説明を聴取し

た後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸

事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算について申し上げます。

受信料については、消費税率の引き上げ等に伴う税負担の軽減による現行のカラーライセンス料額十三

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第五 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長遠沢一郎君。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○遠沢一郎君登壇

○遠沢一郎君 ただいま議題となりました中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定について承認を求める結果を御報告申し上げます。

平成三年十月に開催されたマドリード中東和平会議以来進められている中東和平プロセスは、国際社会の支援のもと、中東地域の不安定な情勢の改善に大きく寄与してまいりました。この中東和平プロセスに対する経済面からの下支えを強化するため、平成六年十月の第一回中東・北アフリカ経済サミットにおいて、中東・北

アフリカ開発銀行の設立を含めた資金メカニズムについて検討を開始することがその宣言に盛り込まれました。その後、関心を有する国、地域の参加のもとに当該銀行を設立するための協定が作成されることなり、平成七年一月以後、数次にわたる会合を経て、平成八年八月二十八日に本協定が作成されました。

本協定は、中東・北アフリカ地域の平和と安定及び開発を強化促進するため、地域的な経済開発及び経済協力を促進する機関として中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立することを目的とするものであり、同銀行の設立及び地位、その目的、加盟者の地位、銀行の授權資本、加盟者の株式応募額、銀行業務及び経済協力フォーラムの設置等について規定しております。

本件は、去る二月二十五日外務委員会に付託され、三月十三日池田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十七日質疑を終了し、討論の後、引き続き採決を行いました結果、本件は多數をもって承認すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。
○議長(伊藤宗一郎君) 本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○荒井広幸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔額賀福志郎君登壇〕

○額賀福志郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(伊藤宗一郎君) 荒井広幸君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 本件は追加されました。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、

改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、

○議長(伊藤宗一郎君) 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、

○議長(伊藤宗一郎君) 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○額賀福志郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○額賀福志郎君 初めに、中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして申上げます。

○額賀福志郎君 いわゆる中東開発銀行への我が国の加盟に伴い、政府が同銀行に対し、約四百六十八億円の範囲内において出資することができる所要の措置を講ずることにいたしております。

○額賀福志郎君 次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

○額賀福志郎君 本案は、第一に、国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行における我が国の出資シェア引き上げに伴い、政府は、同銀行に対し、約三十三億円の範囲内において追加出資することができる

理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、本日両案につきまして順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

臓器の移植に関する法律案(第百三十九回国会、中山太郎君外十三名提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、第百三十九回国会、中山太郎君外十三名提出、臓器の移植に関する法律案について、趣旨の説明を求める。提出者中山太郎君。

[中山太郎君登壇]

○中山太郎君 ただいま議題となりました臓器の移植に関する法律案について、趣旨の説明を求める。提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

歐米諸国では、既に、脳死をもつて人の死とす

ることが認められ、脳死体からの臓器移植は人間

愛に基づいて日常的な医療として完全に定着しており、年間九千件を超える心臓や肝臓の移植が行なわれております。その移植成績も、新しい免疫抑制剤の開発などにより年々向上しております。多くの患者がこの医療の恩恵を受けております。

アジア地域でも、一九八九年から一九九五年まで

の間に、心臓移植については、韓国で四十八例、シンガポールで十四例、タイで七十七例、台湾で九十四例が行われております。

一方、我が国におきましては、脳死は人の死か、脳死体からの臓器移植は認められるのかについて議論があり、臓器移植以外では助からない多くの患者は、迫りくる死の影におびえつつ、移植を受けることができる日を一日千秋の思いで待ちわびながら、無念の涙をのんで死を待つおられるのが現状であります。ごく一部の方は、移植を受けるためにやむを得ず海外に渡航しておられますが、海外においても多くの患者が移植を待つ徐々に狭まってきたと聞いております。

こうしたことから、患者やその家族からは、我が国においても脳死体からの心臓や肝臓などの臓器の移植の道を開いていくことが強く求められております。

この問題につきましては、日本医師会生命倫理懇談会が昭和六十三年一月、死の定義について、従来の心臓死のほかに、脳の不可逆的機能喪失をもつて人間の個体死と認めてよいとの報告をいたしております。

この報告書においては、

一、脳の死については、厚生省研究班の判定基準を必要最小限の基準として大学病院等の倫理委員会において基本的事項を定め、これによって疑惑を残さないように、慎重かつ確実に判定を行うべきであること。

二、脳の死による死の判定は、患者本人またはその家族の意思を尊重し、その同意を得て行うのが、現状では適当であること。

三、脳の死による死の判定は、それが日本医師会等で一般的に認められるとともに、患者側の同意を得て、適切な方法で、医師によって確實になされるのであれば、それを社会的及び法的に正当なものと認めてよいと考えられること。

四、脳死判定による死「時刻」としては、初めの脳死判定時と、その後六時間ないしはそれ以上のたってからの脳死確認時とが考えられ、死亡診断書の死「時刻」はそのいずれによつてもよいが、死後の一連の問題に備えて、もう一方の時刻も診療録に記録するものとすること。

五、臓器移植は、臓器提供者及び受容者本人、またはその家族が十分な説明を受け、自由な意思で承認した場合に、日本移植学会の定める指針に従つて行うものとすること。

以上の内容が盛り込まれているところであります。

その後、平成四年一月に、臨時脳死及び臓器移植調査会が、脳死を人の死とすることについてはおおむね社会的に受容され合意されているところであると言つてよいとして、一定の要件のもとに臓死体からの臓器移植を認める内容とする答申を提出しておりますことは、皆様御存じのとおりであります。

これを受けて、超党派の生命倫理研究議員連盟や各党各会派の代表者から成る脳死及び臓器移植

委員会において基本的事項を定め、これによって疑惑を残さないように、慎重かつ確実に判定を行うべきであること。

二、脳の死による死の判定は、患者本人または

その家族の意思を尊重し、その同意を得て行うの

が、現状では適當であること。

三、脳の死による死の判定は、それが日本医師

会等で一般的に認められるとともに、患者側の同

意を得て、適切な方法で、医師によって確實にな

されるのであれば、それを社会的及び法的に正

当なものと認めてよいと考えられること。

四、脳死判定による死「時刻」としては、初めの

脳死判定時と、その後六時間ないしはそれ以上

たってからの脳死確認時とが考えられ、死亡診断

書の死「時刻」はそのいずれによつてもよいが、死

後の一連の問題に備えて、もう一方の時刻も診療

録に記録するものとすること。

五、臓器移植は、臓器提供者及び受容者本人、

またはその家族が十分な説明を受け、自由な

意思で承認した場合に、日本移植学会の定める指

針に従つて行うものとすること。

以上の内容が盛り込まれているところであります。

この問題につきましては、日本医師会生命倫理

懇談会が昭和六十三年一月、死の定義について、

従来の心臓死のほかに、脳の不可逆的機能喪失を

もつて人間の個体死と認めてよいとの報告をいた

ております。

その後、平成四年一月に、臨時脳死及び臓器移植

調査会が、脳死を人の死とすることについては

おおむね社会的に受容され合意されているところ

であると言つてよいとして、一定の要件のもとに

臓死体からの臓器移植を認める内容とする

答申を提出しておりますことは、皆様御存じのと

おりであります。

これを受けて、超党派の生命倫理研究議員連盟や各党各会派の代表者から成る脳死及び臓器移植

に関する各党協議会の場で検討協議が重ねられ、平成六年四月には、臓器の移植に関する法律案が本院に提出されました。

その後、厚生委員会における参考人の意見聴取や、いわゆる地方公聴会の開催が名古屋市、仙台市、福岡市の三カ所で行われたものの、必ずしも十分な審議が行われたとは言えない状況でございました。このため、昨年六月には、審議を促進し一日も早い法制化の実現を図るとともに、移植医療が広く国民に受け入れられ浸透することを期待し、提出者から修正案が提出されました。昨年秋の衆議院解散に伴い、『緊急ながら』の法律案は廃案となるに至りました。

しかしながら、人工臓器の開発がいまだ十分でない今日、我が国においても心臓、肝臓等の移植医療を国民の理解を得つつ適正な形で定着させ、人種、国籍を問わず、人道的見地に立つて、移植を待つ患者を一日でも早く救済できるようにしてまいはそれらの家族が十分な説明を受け、自由な意思で承認した場合に、日本移植学会の定める指針に従つて行うものとすること。

私は既に移植が行われておらず、医療としても定着していることは、皆様も御承知のとおりであります。重度の腎臓障害により人工透析を受けておられる患者は、毎年約一万人ずつ増加をしてきております。現在では約十五万人を超えるに至っているのであります。これらの患者の方々は、人生を終えるまで人工透析を毎週受け続けるという大変に不自由な生活を強いられておられます。腎臓の移植を受けた方々は、生活の質が格段に改善され、多くの方が社会復帰を果たしているのであります。

(号) 外 報

このように、腎臓障害の患者の方々の生活を大きく改善させる腎臓移植であります。しかし、近年その件数は減少傾向をとどめています。この背景には脳死・臓器移植問題の影響があるのではないかと指摘する声もあり、腎臓移植を含めた我が国の移植医療全体をさらに推進していくためにも、早期に脳死・臓器移植問題の解決を図っていかなければならないものと考えております。

このため、脳死体から臓器を摘出できることを明確にするとともに、臓器提供の承諾を初めとする臓器の移植に関する手続や臓器売買の禁止などを盛り込んだ包括的な臓器移植法の一日も早い成立がひと必要と考えております。

このような見地に立って、平成六年四月に提出された法律案の内容に、昨年六月に提出された修正案の内容を加え、臓器の移植に関する法律案を再度提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、この法律は、移植医療の適正な実施に資することを目的としております。

第一に、臓器の提供に関する本人の意思は尊重されるべきことや、臓器の提供は任意にされたものでなければならぬことなどの臓器移植の基本的理念を定めております。

第二に、医師は、臓器提供についての承諾がある場合には、移植術に使用するため、脳死体を含む死体から臓器を摘出することができる」としてしております。ここで、脳死体とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定さ

れた死体をいい、その判定は、一般に認められた医学的知見に基づき厚生省令で定めるところによります。

第四に、臓器提供の承諾についてであります。が、平成六年四月に提出された法律案では、本人の意思が不明の場合においても、遺族が書面により承諾しているときには臓器の摘出ができることとされておりました。この法律案では、この部分を削除し、本人が生前に臓器提供の意思を書面により表示しており、かつ遺族が拒否しない場合または遺族がないときのみ臓器の摘出ができる」ととしております。ただし、当分の間の経過措置として、角膜及び腎臓については、本人の意思が不明の場合で遺族が書面により承諾したときは、脳死体以外の死体からの摘出も行うことがで

きることとしております。

第五に、臓器の移植に関する記録の作成及び保存の義務並びにその閲覧について定めております。

第六に、臓器売買及び臓器の有償あっせんについては、これを禁止することとしております。

第七に、業として臓器のあっせんをしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならないこととしております。

第八に、平成六年四月に提出された法律案におきましては、法律の施行後五年をめどとして検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべき旨が規定されておりましたが、本法律案では、この法律の施行後三ヵ年をめどとして検討が加えられることとしております。

このほか、必要な罰則規定等を定めるととも

に、この法律の制定に伴い、現行の角膜及び腎臓の移植に関する法律は廃止することとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を経過した日としております。

以上が、この法律案の趣旨でござります。

何とぞ、慎重かつ十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

(拍手)

かかるものであるかについて、まずお尋ねをいたします。

第二に、この法律は、成立し公布された日より三ヵ月を経過した日から施行するとされていま

す。

今回、通常国会のこの時期に本格的な議論が始められたことに、これまでの長い月日をかけた議論がよいよ終着点に向かいつつあることを肌で感じます。提出者を中心とした本問題に対する熱意、医療関係者の強い決意、そして移植待機者に対する幅広い国民的共感、これら動きを見ておりますと、日本の国においても臓器移植元年とも言すべきときに立ち至ったとの感を強くしているところでございます。

一方、海外に目を転すれば、既に臓器移植は通常医療行為の一つとなり、肝臓移植では年間五千件以上、心臓移植においても年間三千件以上の実績を上げていると言われています。その中で、日本がいかにこのおくれを取り戻していくかという点が、今後の極めて大事な課題であります。

当法律が施行されましたときに、臓器移植手術を行う上に、医療チームの問題、医療機器類整備の問題、また医療倫理審査体制の問題など、さまざまな課題が生まれてくるのではないかと危惧をいたしますが、これら整備、取り組みについてのお考えをお尋ねいたします。

この臓器摘出の意思確認の問題は、これまでの臓器移植をめぐる長期にわたる議論の中で、脳死の認識をめぐる議論と並び、最も大きな論点とされています。この法律案においては、この法律案において、極めて限定された要件を付与されたその理由で外国人の臓器提供を受け、病気を克服してま

る場合には、移植術に使用するため、脳死体を含む死体から臓器を摘出することができる」としておりました。ここで、脳死体とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定さ

れた死体をいい、その判定は、一般に認められた医学的知見に基づき厚生省令で定めるところによります。

第三に、医師は、臓器提供についての承諾があ

いりました。その基礎には、臓器移植をめぐる国際的なネットワークの存在がありました。国境を越えて臓器が即時に必要とされる病人のもとへ運ばれ緊急手術が執行される、その様子は時折テレビ等でも紹介されてきたとおりであります。広範なエリアをカバーする、人と情報と高速交通機関による機動的なネットワークシステムは、まさに驚嘆に値するものがありました。

今回、この臓器移植法が成立した暁には、恐らく日本は、アジア地域のこのネットワークのセンター的な機能を期待されることになるであります。これまで日本人がアメリカやヨーロッパ、オーストラリアなどに期待したのと同じような役割が、今度はアジア諸国からこの国に期待されることになると思うのであります。

そこで予見される問題は、日本における外国人患者に対する臓器移植の問題であります。特に、近隣のアジア諸国から日本の高度医療に一線の望みを託して来日される患者に対して、臓器移植を執行するのか否かという問題が生まれてくるものと思います。この点をどうお考へでございましょうか。

そして、ここで御提案申し上げたいのは、アジア地域を対象とする臓器移植相互協力ネットワークリーの形成であります。日本の医療技術、医療体制のもと、アジア地域への貢献を果たす上にも、ぜひ日本がイニシアチブをとり、この取り組みを進めていただきたいと念願するものであります。臓器移植の問題について、国際的に広い視野からの深い御検討をしてこられました本案提出者のお考へをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、この法案は、臓器移植によってしか命

が助かる見込みのない多くの患者の皆さん、その家族の皆さん、そして当問題の推進に力を尽くしてこられた医療関係の皆さん、「これら多くの方々の深い祈りの込められた法案であり、その早期成立を心より念ずるものであります。もとより、臓器提供者にとっても重い命の問題をはらむ課題であります。

慎重な審議はもちろんであります、決着すべきときは、決然と決することが求められていると思うのであります。YKKの創業者吉田忠雄氏は、難しい経営上の決断についてこんなことを語っています。全員の意見が一致したときには、

実はその事業を始めるには既に遅くなってしまつていることが多い。議会人として大きな決断を行うときに、とても示唆に富んだ言葉だと思いま

す。

以上で質問を終わります。(拍手)

〔中山太郎君登壇〕

○中山太郎君 小野議員のお尋ねにお答えを申し上げます。

まず第一の御質問でありますけれども、臓器提

供の承諾について、今回の法律案で極めて限定さ

れた条件を付与した理由は何かというお尋ねでござります。

従来の法案におきましては、本人の生存中の意

思が文書によって明確に記録されていない場合で

も、遺族のそんたくによってできるような法律案

の条文がございました。これが大きなわゆる社

会の疑問を生んだだけでございまして、今回の法

律案では、御本人が生存中に、自分が交通事故あ

るいは墮落死によって脳死状態になったときには

自分の臓器を臓器移植を待っている人に提供して

もよいという文書での記録が残されていることが絶対の条件となっており、さらに、遺族が反対しない場合に限ることでござります。これが第一のお答えであります。

ただし、こういうことをやりますと、この厳しい条件のもとでは、臓器提供の数は当初は極めて少ないものと考えられます。

第一のお尋ねであります。法案成立後、実際に

臓器移植を実施していく上で、医療チーム、医療機器類、病院における医療倫理審査体制等の課題について、今後どう取り組むかというお尋ねであります。

この法律の施行後の移植医療体制の整備については、非常に厳重なシステムを組むべきことが必要であろうと思っております。移植に関係する各学会により設置された移植関係学会合同委員会の作成した脳死体からの臓器移植実施施設に関する基準においては、移植チームの構成や必要な施設設備などについて規定するほか、移植の実施に倫理委員会の承認が必要となるなどを要件と定めており特定されています。

このような基準に従って、必要な体制が整備されている移植施設が移植関係学会合同委員会により特定されているところであります。今後、移植を実施していく中ではさまざまな課題が生ずるものと考えられますので、いずれにいたしましても、国民の十分な御理解がいただけるよう法律

整備にしなければならない、このように考えてお

ります。

また、EU各国の全体を統合するネットワークがオランダのライデン大学にございます。ここで、金ヨーロッパといいますか、EUの加盟国に住む、移植を待っている患者の状態もすべて把握をされているのが現状でございます。

また、スカンディナビアの国々も、スカンディナビア・トランスマントシステムがござりますし、ニュージーランド、オーストラリアの間には

ることが起こってくるのではないかというお考えであります。

もちろん、先ほども申し上げましたように、シンガポールとかタイでは既に心臓移植も行われております。あるいは世界の各地でも心臓移植が行われておりますけれども、外国人が日本で移植を受けております。

受けたいといった場合にどのように対応していくのか。もちろん、アメリカでもヨーロッパでも、日本からたくさん行かれて移植を待っている患者も、自国民優先という一つの基準がアメリカの中には存在をしております。こういうふうな状況の中で、日本における移植を外国人の患者が希望した場合、これにどう対応するかは、委員会の審議を通じて、十分基準を決めていかなければならぬと考えております。

また、諸外国の状況を見ますと、北米合衆国及びカナダ全域をカバーして、あらゆる地域で、脳死の発生した場合、これをコンピューターネットワークで全部全米の一ヵ所に、UNOSという施設でありますけれども、そこへ集中的に連絡が行くようになっておりますし、事前に、移植でしか生きていかれない患者たちのあらゆる生物学的な検査結果も登録をされているのがUNOSであります。

また、EU各国の全体を統合するネットワークがオランダのライデン大学にございます。ここで、金ヨーロッパといいますか、EUの加盟国に住む、移植を待っている患者の状態もすべて把握をされているのが現状でございます。

また、スカンディナビアの国々も、スカンディナビア・トランスマントシステムがござりますし、ニュージーランド、オーストラリアの間には

協定がございまして、例えば日本からブリスベンの肝臓移植のところに患者が参りました場合でございまして、オーストラリア人とニュージーランド人は、移植を受ける場合には、日本人が受けるいわゆる臓器を提供し合うという相互の協定がございました。オーストラリア人とニュージーランド人は、移植を決意したけれども、その場合よりも数百万円のコストの減がございます。

こういうふうな形で各國とも国際的なネットワークを組んでおりますけれども、いずれアジア地域におきましても国際的なネットワークの構成が必要になってまいりますが、これには、各国の医療機関あるいは大学、政府等の関係におきまして、十分協議をした上で、どのような方法でこのネットワークをつくるかということについても議論が進めていかれる必要があると考えております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 桜屋敬悟君。

[桜屋敬悟君登壇]

○桜屋敬悟君 私は、ただいま議題となりました臓器の移植に関する法律案について、提出者に質問をいたします。

現在、心臓や肝臓などの病気のため、移植でなければ余命幾ばくもない多くの患者さんは、移植を受けられる日が一日も早く来ることを祈っており、医学界の側でも、移植医療の実施に向け、さまざまな検討が行われております。

しかしながら、日本では、先ほどから話がりますように、脳死体からの臓器摘出が必要な心臓、肝臓の移植はまだに行われておりません。日本人の患者さんが外国で移植を受け、日本人の医師が外国の医療現場で移植医療の最先端に携

わっているというのに、国内では、移植を受けることも移植を行ふこともできないのです。二月十四日の毎日新聞にも、心臓病の八歳の少女がカリドニア大学での移植を決意したけれども、その費用八千万円が用意できないという切実な記事が載っておりました。私は、こうした状況を何か打開しなくてはならないと強く感じている次第あります。

既に、平成四年一月に、脳死臨調は、「脳死をもって人の死」とすることについては概ね社会的に受容され合意されているといつてよい旨を答申しておりますが、それ以来、もう五年余りが経過したにもかかわらず、実際には、脳死体からの臓器移植は全く行われていないのです。

移植が必要な患者の方を救いたいという気持ちはだれしも同じだと思いますが、最初の和田心臓手術以来の国民の医療に対する不信、さらには実際に移植を行うに当たってのさまざまな議論があるため、国民は移植に対して大変に慎重になってしまっているのではないかという気がいたしました。このような閉塞的状況を打開し、日本に臓器移植を定着させるためには、医療に携わる方々の真摯な努力にあわせ、臓器移植に関する立法を行なうべきであると考えます。

以上が、臓器移植立法に対する私の考え方であります。この法案に至ったのか、法案提出に当たっての提出者の基本的認識をまずお尋ねいたしました。私は、今回の承諾要件の限定により、臓器提供の意思を明確に表示していた人以外の人からの臓器摘出のおそれがなくなり、旧法案に対しても慎重な姿勢を示していた方々の多くも、今回の法案は受け入れることができるものと考えております。

しかし、同時に、この臓器摘出の承諾要件の限定により、臓器提供者の数が極端に減ってしまう。そこで、私は、移植技術の向上を図る観点から、移植医療が定着するまでの間、移植の実施をする施設を絞り込んで、最高のスタッフが移植を行なうようにすることが必要ではないかと考えます。終わりに、私は、諸外国で既に定着している移

りますが、これに対するは、臓器移植を推進すべきであるという点では共通の認識に立ちながらも、脳死を人の死としない立場をとり、脳死状態からの臓器移植を容認する立法をすべきであるという考え方もあります。私は、脳死は人の死でないとしたがら、一方で、生命の維持に欠かせない心臓などの臓器を摘出することを認めてしまう考え方が果たして社会に受け入れられるものなのか、甚だ疑問に感じております。提出者の方はこのような考え方についてどうお考えになっているのか、御見解を伺いたいと思います。

次に、脳死の問題と並んで、特に議論がありました。先ほども話が出ましたが、臓器摘出の承諾要件についてお尋ねいたしました。

昨年秋に衆議院の解散により廃案となつた旧法案では、本人の書面による臓器提供の意思がある場合に加えて、本人意思が不明の場合等には家族の承諾で臓器を摘出することが認められていましたが、今回の法案では、これまでの論議を踏まえて、本人の臓器提供の意思が書面で表示される場合にのみ臓器の摘出が認められることとなります。

私の見解では、臓器移植を行なうことを認めた場合、移植成績が上がり、移植医療に対する国民の期待を裏切ることになるおそれがある上、各医療機関が功名争いをしていると国民に受け取られる事にもなりかねません。既に移植を行なっている諸外国においても、移植の経験を積んだ医療機関ほど移植の成績が高い傾向があると聞いておりますし、医学界においても、既に移植施設を限定する方向で議論が進められていくと聞き及んでおります。

そこで、私は、移植技術の向上を図る観点から、移植医療が定着するまでの間、移植の実施をする施設を絞り込んで、最高のスタッフが移植を行なうようにすることが必要ではないかと考えます。この点について提出者のお考えはいかがでしょうか。

私は自身、脳死を人の死と認めてよいかと考えておいた場合、実際に臓器移植が進められるためには、

ドナーカードの普及等に關係機関が一層の努力を払うことが重要であり、提出者にも特段の配慮を期待したいところであります。

私としては、この修正は、法案に対する支持を広げるためにはやむを得ないものであると考え、提出者の方々の苦衷の選択に対しまして理解を示すものであります。この修正は、移植の実施に大きな影響を及ぼしかねない点がありますので、提出者の方々には、旧法案から今回の法案に至る修正の趣旨と、修正により臓器提供が激減するおそれがある点についてどうお考えになつておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、移植実施施設の限定についてお尋ねいたします。修正の趣旨ど、修正により臓器提供が激減するおそれがある点についてどうお考えになつておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

植医療が日本で行われていないのは、日本の医学水準に問題があるからではなく、医療に対する国民の信頼を前提として、国民が納得するような移植医療に係る共通のルールができるべきだと考えます。したがって、この法律案を国会においてしっかりと審議して成立を期し、移植に向かれた国民の善意を患者の方々のために生かせるようになることが、今我々に期待されていることなのではないかということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○山口俊一君 それでは、舛屋先生の御質問にお答えをさせていただきます。

まず第一点、なぜ移植のために立法が必要となるに至ったのか、法案提出に当たっての基本的認識についてのお尋ねでございます。

平成四年、いわゆる脳死臨調は、「脳死をもつて「人の死」とすることについては概ね社会的に受容され合意されているといつてよい」とした上で、一定の要件のもとに脳死体からの臓器移植を認める答申を取りまとめ、内閣総理大臣に提出をいたしました。しかしながら、その答申後においても、法律などの縛りから、脳死体からの臓器移植は実施をされておらない状況が続いておりました。

その結果、我が国におきましては、善意の臓器提供の意思にこたえることができないとともに、移植を受けないと助からない患者さんは、外国で移植を受けたところの方を除き、我が国で移植を受けることができる日が一日も早く来る」とことを待ちわびているというふうな状況にございます。

移植を含む移植医療が、国民の理解を得つつ、適正な形で実施できるようにするために、臓器の移植について、基本的理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、脳死体を含む死体からの移植術に使用されるための臓器の摘出の要件、臓器移植に関する記録の作成及び保存に關する規制、また、臓器売買の禁止、臓器あつせん機関に対する規制等、移植医療に必要な法的な枠組みや諸条件を整備する必要があると考え、本法案を提出いたしました次第でございます。

次に、脳死は人の死でないとしながら、脳死状態からの臓器移植を容認する立法をすべきであるとする考え方、いわゆる違法性阻却説についてのお尋ねであります。これにつきましては、次のような問題があり、採用できないと考えております。

すなわち、脳死は人の死ではなく、脳死判定を受けた方は生きているという考え方に対しては、その方から生命維持に必須の臓器である心臓や肝臓を摘出する行為は、当然殺人罪あるいは承諾殺人罪に当たることになります。これらを許容するような立法は、事柄の重大性にかんがみれば到底受け入れることができないと考えられます。

また、レンピエントの命を救うためであれば、脳死の状態とはいっても、法的には生きているとされる者から心臓や肝臓を摘出して、その命を奪うことも許されるという考え方には、本来平等であるべき生命の価値に軽重をつけることになってしまいます。

さらに、このような考え方をとった場合、医師の立場に立っても、法的に生きているとされる状態の者から臓器の摘出を行うことを意味することとなり、医のモラルから見ても到底認められないとの批判があるのも当然であります。

また、脳死を人の死とする立場をとらないとすると、脳死を人の死とする立場をとらないとすると、脳死臨調は、刑事訴訟法上の死体であることの前提にした検視等ができず、必要な検査が行われる前に臓器摘出が行われて、証拠が散逸し、悪質凶悪犯を見逃すという不正義が発生するおそれも生じます。

以上のようない由から、脳死は人の死ではないが脳死体からの移植は許されることとする考え方をとることは、到底受け入れることができないと考えるものであります。

なお、この考え方につきましては、脳死臨調でも大きな論点として議論が行われましたが、結論的には採用されなかつたものであり、その後、立法化について検討を行つた脳死及び臓器移植に関する各党協議会においても、この考え方について議論がなされました。やはりこの考え方の採用は極めて困難との結論に達した経緯があることをつけ加えさせていただきます。ちなみに、御指摘のような考え方に対しては、諸外国におけるとは聞いておりません。

続きまして、平成六年四月に提出された法案、いわゆる旧法案から今回提出されている法案に至る修正の趣旨と、修正により臓器提供が激減するおそれがある点についての御質問でございます。

これは、先ほど小野先生の方からお尋ねがございました。先ほどもお答えを申し上げましたが、いわゆる旧法案におきましては、本人の意思が不明の場合にも遺族の承諾があれば臓器摘出を認めておりました。しかし、この点につきましては、本人の書面による意思表示がある場合に限定

官 報 (号 号 外)

施設のうち特に代表的施設において行なうことが望ましいとの点で意見が一致した旨公表しており、提案者といたしましても、移植技術の向上や国民の安心感を高める観点から、こうした方針は適切なものと考えております。

以上、お答えを申し上げました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 小沢銳仁君。

〔小沢銳仁君登壇〕

○小沢銳仁君 私は、ただいま議題となりました臓器の移植に関する法律案について、提出者に質問いたします。

質問に先立ち、まず、この法案に対する民主党及び私の立場を明らかにさせていただきたいと思います。

この法案の取り扱いについての協議が議運の場で行われた際、民主党としては、当問題は各人の人生觀あるいは死生觀ともいべきこととかかわるものであって、他の通常の法案のように努めて合意を取りつけていくような案件と異なり、よつて我が党としては、党議拘束をかけるつもりはないし、扱いについても政党との枠でなく、法案について賛同の立場あるいは慎重、反対の立場から党派を超えて行なるべき点を要請いたしました。結果、一部の政党は別として、おおよそそのような扱いとなり、我が党からは、基本的に賛同の立場から私が、また慎重かつ新たな提案を行なう立場から海江田議員が後に質問に立つことになったわけだ、この質問もあくまでも個人の見解として行なわれていた点を申し上げておきたいと思いまして。

さて、この問題に関しましては、これまで多方

面からの議論があつたことは御承知のとおりあります。その中で、最大の論点は、何といっても脳死を人の死として認められるかといった点でありましょう。

そこで、脳死とはどのような状態をいうのか、また脳死はどの程度の割合で発生するのかという

点について、提出者にお伺いいたします。

脳死をめぐる議論はこれまでさまざまなか場で行われてまいりましたが、残念ながら、いまだ脳死そのものが国民の一部に誤って理解されている、その感がぬぐえません。種々のアンケートを見ても、脳死とは何かを正確に認識している人はごくわずかで、感覚的な判断が多いとの結果が出ています。

一般に、心臓の停止、脳死、呼吸の停止といったプロセスを私たちは死に至るプロセスと受けとめています。それに対し、今日では、人工呼吸器をつけることによって脳幹の機能を代替させ、心臓がまた回り出す状態が生ずるようになります。私は、この場合でも、脳幹機能が再びもとに戻らないことから人の死と考えるのでですが、そうしたプロセスを専門的に、しかしわかりやすく御説明をいただきますようお願いいたします。

さらに、脳死と植物状態とを混同している方が多いように思われますが、両者の違いがわかるようになります。この点について、提出者の所見をお聞かせ願います。

この問題については、いろいろな立場があります。この立場について、提出者のお尋ねにお答えします。

まず第一番目の質問ですが、脳死とはどのような状態をいうのかとのお尋ねであります。

脳死とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に

面から見て、そのことが、脳死からの回復が不可能になったかのように一部で受け取られており、私は、このようなことが国民の脳死に対する正しい理解を妨げているのではないかと大変心配をしております。提出者におかれましては、この点についても正確なところをお聞かせ願います。

続いて、脳死の判定及び脳死を人の死と受け入れることにちゅうちょする方々への配慮という問題についてお尋ねいたします。

私は、先ほど申し上げたとおり、脳死を人の死としてよいと考えており、また、脳死の判定も判定の基準に沿って間違なく行われるものと考えておりますが、国民の中には、脳死の判定が確実に行われるのか不安を持っている方もおられるのではないかと思います。また、いわゆる心臓死においては遺族の方にもわかりやすい兆候があらわれるので対し、脳死の場合、脳の機能を専門家が厳密に調べて判定が行われることから、遺族の方の中には、患者さんが脳死と判定されても死ではないかと考

えます。

病床にあって、近づく死におびえながらこの法案の成立を待ち願っている患者と家族の方々のために、立法を託された私たちは、真剣な議論を重ね、一日でも早く国会としての結論を出す責務があることを、この議場にお集まりのすべての議員の皆さんと確認をし合っておきたいと思います。

そして、患者、家族の方々に生きる希望を与えてさしあげるこの法案をぜひ成立させていただきたい。そして、そうした際に私は私自身も可能であればドナーとなさせていただくことを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○矢上雅義君 小沢議員のお尋ねにお答えします。

まず第一番目の質問ですが、脳死とはどのよう

な状態をいうのかとのお尋ねであります。

脳死とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態であり、具体的に言いますと、大脳のみならず、人間の基礎的な生命維持機能をつかさどる脳幹を含めた脳全体の機能が停止しており、かつ、その機能が回復することは不可能な状態であります。

脳死になると、みずから之力で呼吸することができず、呼吸は人工呼吸器によって保たれた状態になり、これにより心臓はしばらくの間動き続けます。しかしながら、人工呼吸器を提供することについて、提出者のお尋ねについて、提出者の方もいらっしゃれば否定される方は、肯定される方もいらっしゃれば否定される方もおられるでしょう。しかし、臓器移植を必要とする患者さんがいて、脳死状態になれば臓器を提

使い、呼吸を保つための努力をしても、心臓を動かし続けることができるとは、通常数日、長くても数週間であると言われております。

なお、脳死は、脳血管障害や頭部の外傷などの原因によって起こり、全死亡者のうち、脳死を経た後、心停止となる者は約一%未満であると推計されております。

一方、植物状態の人は、すべての脳の機能が失われているわけではなく、脳幹の一部の機能は残っており、みずから呼吸することができます。したがって、植物状態のまま何年間も生存できる場合があり、また時にはある程度症状が改善することもあります。

次に、第二のお尋ねですが、救急医療の進歩と脳死との関係についてのお尋ねであります。近年、救急医療は日覚ましく進歩しており、特に御指摘の脳低温療法という新しい技術により、従来であれば死に至っていたであろうと考えられた患者さんが一命を取りとめているという成果が報告されております。これについては、人の命を救う救急医療のすばらしい成果ではないかと考えておりますが、脳死との関係で、既に脳死に至った患者さんを治療する技術であるかのように一部で受けとめられており、私どもはこのことを大変心配しております。

言うまでもなく、脳死の判定は、いわゆる竹内基準においても、現在行い得るすべての適切な治療手段をもってしても回復の可能性がない方にわざるとされており、救急医療の現場においても、行い得る治療をもってしても回復の見込みがない患者さんについて脳死判定が行われるものと

考えております。

お尋ねの脳低温療法についても、患者が脳死に至らないために行われる治療法ではないものと理解しております。

第三のお尋ねですが、脳死が国民に受け入れられることが不可欠ではないかとのお尋ねであります。脳死が適切な判定方法を用いれば臨床的に確実に判定できるということは、既に内外の医学・医療界における共通認識になっていると聞いております。

脳死が適切な判定方法を用いれば臨床的に確実に判定できるということは、既に内外の医学・医療界における共通認識になっていると聞いております。我が国においても、脳死判定の基準とされるいわゆる竹内基準は国際的にも厳格なものであるとの評価が医学界では一般的であり、脳死監調でも「竹内基準は現在の医学水準からみる限り妥当なものである」との結論に至っております。

また、この竹内基準については、厚生省に設置された臓器提供手続に関するワーキング・グループにおいても検討され、平成六年一月には、「竹内基準は、現時点での医学水準からみる限り妥当である」との結論が得られたと承知しております。

こうしたことから、竹内基準によって判定がなされれば、誤って脳死と判定されるようなことはないと考えております。

次に、脳死を人の死と受け入れることをちゅうちょする方々への配慮についてのお尋ねであります。この点については、立法化を検討する過程において議論を重ねてきたところでございます。その結果、脳死判定は家族の理解を得て行われることが望ましいことから、実際の脳死判定に当

たっては、運用上、脳死判定を終えるまでに、家族に対し、脳死について理解が得られるよう必要な説明を行うこととしております。

また、脳死が人の死ということになれば、脳死判定後は保険の給付が打ち切られ、経済的な面から人工呼吸器の取り外し等を行わざるを得なくなれるのではないかとの声にも配慮し、健康保険法等の規定に基づく医療の給付に継続して、脳死体への処置がされた場合には、当該処置は健康保険法等に基づく医療給付としてなされたものとみなすこととしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 児玉健次君。
(児玉健次君登壇)
○児玉健次君(登壇)

私は、日本共産党を代表して、臓器の移植に関する法律案について、提案者に質問します。

○児玉健次君 私は、日本共産党を代表して、臓器の移植に関する法律案について、提案者に質問します。

○児玉健次君 私は、日本共産党を代表して、臓器の移植に関する法律案について、提案者に質問します。

○児玉健次君 私は、日本共産党を代表して、臓器の移植に関する法律案について、提案者に質問します。

○児玉健次君 私は、日本共産党を代表して、臓器の移植に関する法律案について、提案者に質問します。

あります。

質問の第一は、脳死をもつて人の死とすること

についてであります。

脳死をもつて人の死とすることについては、厚生省の脳死判定基準であるいわゆる竹内基準も、竹内氏自身が「脳死はあくまでも臨床的概念である」とし、「脳死をもつて死とするという新しい死」の概念を提唱しているのではない(厚生省、

竹内氏自身が「脳死はあくまでも臨床的概念である」とし、「脳死をもつて死とするという新しい死」の概念を提唱しているのではない)(厚生省、

竹内氏自身が「脳死はあくまでも臨床的概念である」とし、「脳死をもつて死とするという新しい死」の概念を提唱しているのではない)(厚生省、

竹内氏自身が「脳死はあくまでも臨床的概念である」とし、「脳死をもつて死とするという新しい死」の概念を提唱しているのではない)(厚生省、

竹内氏自身が「脳死はあくまでも臨床的概念である」とし、「脳死をもつて死とするという新しい死」の概念を提唱しているのではない)(厚生省、

す。

この間、衆議院は、一九九五年六月の衆議院厚生委員会での参考人からの意見聴取を初め、幾つかの地域で地方公聴会を行いました。そこで開陳された意見はさまざまであり、意見の不一致の中心が脳死をめぐる問題にあったことは明らかです。瀧邊祐一参考人からは「脳死イコール人の死」ということを法権力によって決定することは何の意味も持たないどころか、むしろ多大な困惑と混乱を救急医療現場に持ち込むだけなのだと言わざるを得ません」との強い指摘がありました。

このような状況で、脳死をもつて人の死とすることは国民的な合意があるとは到底言えません。このように立派に立法化するなら、医療の現場はもとより、社会的に混乱を招くだけではありませんか。提案者の明確な答弁を求めるものです。

第一に、脳死を個々のケースで医学的にどこまで厳密かつ公正に判定できるのかという問題で

官 報 (号 外)

現代医学の到達点を含め、重大な疑問を持たざるを得ません。脳死状態を判定する竹内基準にしても、医学者の中で議論があり、大学、病院によって基準が異なっています。また、基準が医学的に定義されたとしても、その公正な判定が保障されるかどうか、国民は不安を持っています。

日本大学板橋病院など救急施設において行われている脳低温療法により、瞳孔反応が三週間も見られない患者や、聴性脳幹誘導電位が一次的に消失した患者など三十例中十七例が社会に復帰できましたと報告されています。これは、蘇生限界は治療法の進歩によって変わるものであり、絶対的なものでないことを示しています。脳死を人の死とすることにより、本来助かる可能性のある人が医療関係者、国民の間から新しく上がっています。提案者の明快な答弁を求めます。

第三は、移植の公平性、公正性をどのように確保するかということです。

臓器受容者の選定が、社会的、経済的に優位な者に優先して行われるのではないかとの国民の不安があります。この不安を解消する具体的な対処策について答弁を求めるものです。

最後に、臓器の移植に関する法律案について聞いています。同一の政党の中であえ多數決で決める法案ではないとしている段階で、どうしてこれを法律にして国民を拘束することができるのか、このことについて提案者の答弁を求めて、私の質問を終ります。(拍手)

[山口俊一君登壇]

○山口俊一君 ただいま御質問をいただきました

児玉議員にお答えをさせていただきます。

まず第一点は、脳死をもって人の死とする」といふに国民的な合意があるとは到底言えず、こうした中で法案を急に立法化するなら社会的に混乱を招くだけではないかとの御指摘でござります。

脳死をもって人の死とするにつきましては、脳死臨調の答申におきましても、また近年の各種の世論調査等を見ても、国民の脳死についての理解は逐次確実に深まっておるものと認識をいたしております。

また、性急な立法化は問題との御指摘ですが、国会議員間ににおける脳死・臓器移植問題についての検討、議論は、昭和六十三年ににおける脳死臨調設置法案の議員提出を含め、既に十年近くも続けられているところでございます。また、本法案につきましても、脳死臨調答申を受け、さまざまに形での慎重な検討を行つた上で提出された旧法律案を、その後の各方面からの御意見を踏まえ、より広い国民の御理解が得られるよう修正をして再提出したものでございまして、決して性急に立法化しようとしているものとは認識をいたしておりません。

脳死の判定は、先ほど申し上げましたいわゆる竹内基準におきましても、現在行い得るすべての適切な治療手段をもつてしても回復の可能性がない方に行われるとされておりまして、救急医療の現場におきましても、行い得るあらゆる治療をもつてしても回復の見込みがない患者さんについて脳死判定が行われるものと考えております。

なお、お尋ねの脳低温療法につきましては、先ほどもお話をございましたが、患者が脳死に至らないために行われる治療法でございまして、成果が報告されておるものであり、既に脳死に至った方に対する治療法ではないと理解をいたしております。

レシピエントの選択が、社会的、経済的に優位

なものである」との結論に至っております。

また、この竹内基準につきましては、その後、厚生省に設置をされた臓器提供手続に関するワーキング・グループにおきましても検討され、平成六年一月、「竹内基準は、現時点での医学水準か各種の世論調査等を見ても、国民の脳死についての理解は逐次確実に深まっておるものと認識をいたしております。

は、先生御承知かもわかりませんが、判定に当たる医師について、「脳死判定に十分な経験を持つ移植と無関係の医師が少なくとも一人以上で判定する」旨定められておりました。

以上のようなことから、竹内基準によって判定がなされば、誤って脳死と判定されるようなことはないと考えております。

さらに、本来助かる可能性のある人の命を奪われる事になるという危惧についてのお尋ねでもございます。

脳死の判定は、先ほど申し上げましたいわゆる竹内基準におきましても、現在行い得るすべての適切な治療手段をもつてしても回復の可能性がない方に行われるとされておりまして、救急医療の現場におきましても、行い得るあらゆる治療をもつてしても回復の見込みがない患者さんについて脳死判定が行われるものと考えております。

なお、お尋ねの脳低温療法につきましては、先ほどもお話をございましたが、患者が脳死に至らないために行われる治療法でございまして、成果が報告されておるものであり、既に脳死に至った方に対する治療法ではないと理解をいたしております。

さらにお尋ねがございました。

レシピエントの選択が、社会的、経済的に優位

な方に優先的に行われるのではないかとの不安についての御質問でございますが、公平かつ適正な

移植の推進のためには、臓器移植ネットワークの整備を行うとともに、レシピエント選択の基準を明確に定めることが重要であり、厚生省に設置された日本臓器移植ネットワーク準備委員会におきまして、専ら医学的な見地から、心臓、肝臓等についてのレンピエントの選択基準が策定されたいと承知をいたしております。

最後に、党議拘束に関するお尋ねであります。が、臓器移植の問題は、お一人お一人の人生観、死生観にも密接にかかわる問題でありますことから、各党各会派におかれましては、党議拘束を外す方向で検討がなされると承知をいたしております。こうした取り扱いは、まさに臓器移植問題の性格に起因するものであり、国会の場において議員一人一人がみずから考へ立つて議論を行い、その結果、国会の結論として立法化を図っていくことが、移植医療を進めていくためにぜひとも必要であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でござります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 秋葉忠利君。

[秋葉忠利君登壇]

○秋葉忠利君 ただいま議題になりました臓器移植に関する法律案に対し、慎重論の立場から、基本的な点かについて質問いたします。

まず最初に、人間の生死にかかる問題をたつたの五分で論じろという本会議の設定は、余りにも乱暴だと思います。後世から不明のそしりを受けても、説得力のある言いわけはできないのではないか

ないでしょうか。一言感想を述べさせていただきます。

さて、核兵器やクローラン人間といった技術の出現で明らかになった真理の一つは、技術的には可能であっても、人間社会として使ってはならない種類の技術があるということだと思います。つまり、技術的な可能性とは違う次元で、その技術を使わべきかどうかの議論をしなくてはならないのです。人類が技術の奴隸にならないためには、どうしても必要な手続だと思います。残念ながら、臓器移植それ自体に関しては、このレベルでの議論が十分に行われてきたとは言えません。

私は、この際、臓器移植の是非についての国民的な議論を與すべきだと考えます。角膜の移植ならいいけれども、脳あるいは人によっては心臓の移植がだめなのはなぜなのか、どこで一線を画するべきなのか、その理由は何なのか等について、納得のいく議論がなされなければいけないと考えますが、この点について提案者の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、臓器移植を実行する前提として、欧米社会ではインフォームド・コンセントが当然のこととされております。患者は、自分の体について、どんな可能性があるのか、あるいはないのかについてを徳心のいくまで医師から説明を受けた上で、みずから体についての決定を行います。残念なことに、厚生省の準備した医療法の改定案には、このインフォームド・コンセントが医師の義務としてではなく、努力すべき事項としてしか盛り込まれておりません。その理由として厚生省が挙げているのは、インフォームド・コンセン

ト本社会ではインフォームド・コンセントをすべての医師に要求するだけの環境が整っていないということがあります。提案者は、日本社会において現で明瞭かになった真理の一つは、技術的には可能であっても、人間社会として使ってはならない種類の技術があるということだと思います。つまり、技術的な可能性とは違う次元で、その技術を使わべきかどうかの議論をしなくてはならないのです。人類が技術の奴隸にならないためには、どうしても必要な手続だと思います。残念ながら、臓器移植それ自体に関しては、このレベルでの議論が十分に行われてきたとは言えません。

私は、この際、臓器移植の是非についての国民的な議論を與すべきだと考えます。角膜の移植ならいいけれども、脳あるいは人によっては心臓の移植がだめなのはなぜなのか、どこで一線を画するべきなのか、その理由は何なのか等について、納得のいく議論がなされなければいけないと考えますが、この点について提案者の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、臓器移植を実行する前提として、欧米社会ではインフォームド・コンセントが当然のこととされております。患者は、自分の体について、どんな可能性があるのか、あるいはないのかについてを徳心のいくまで医師から説明を受けた上で、みずから体についての決定を行います。残念なことに、厚生省の準備した医療法の改定案には、このインフォームド・コンセントが医師の義務としてではなく、努力すべき事項としてしか盛り込まれておりません。その理由として厚生省が挙げているのは、インフォームド・コンセン

ト本社会ではインフォームド・コンセントをすべての医師に要求するだけの環境が整っていないということがあります。提案者は、日本社会において現で明瞭かになった真理の一つは、技術的には可能であっても、人間社会として使ってはならない種類の技術があるということだと思います。つまり、技術的な可能性とは違う次元で、その技術を使わべきかどうかの議論をしなくてはならないのです。人類が技術の奴隸にならないためには、どうしても必要な手続だと思います。残念ながら、臓器移植それ自体に関しては、このレベルでの議論が十分に行われてきたとは言えません。

私は、この際、臓器移植の是非についての国民的な議論を與すべきだと考えます。角膜の移植ならいいけれども、脳あるいは人によっては心臓の移植がだめなのはなぜなのか、どこで一線を画するべきなのか、その理由は何なのか等について、納得のいく議論がなされなければいけないと考えますが、この点について提案者の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、臓器移植を実行する前提として、欧米社会ではインフォームド・コンセントが当然のこととされております。患者は、自分の体について、どんな可能性があるのか、あるいはないのかについてを徳心のいくまで医師から説明を受けた上で、みずから体についての決定を行います。残念なことに、厚生省の準備した医療法の改定案には、このインフォームド・コンセントが医師の義務としてではなく、努力すべき事項としてしか盛り込まれておりません。その理由として厚生省が挙げているのは、インフォームド・コンセン

ト本社会ではインフォームド・コンセントをすべての医師に要求するだけの環境が整っていないということがあります。提案者は、日本社会において現で明瞭かになった真理の一つは、技術的には可能であっても、人間社会として使ってはならない種類の技術があるということだと思います。つまり、技術的な可能性とは違う次元で、その技術を使わべきかどうかの議論をしなくてはならないのです。人類が技術の奴隸にならないためには、どうしても必要な手続だと思います。残念ながら、臓器移植それ自体に関しては、このレベルでの議論が十分に行われてきたとは言えません。

私は、この際、臓器移植の是非についての国民的な議論を與すべきだと考えます。角膜の移植ならいいけれども、脳あるいは人によっては心臓の移植がだめなのはなぜなのか、どこで一線を画するべきなのか、その理由は何なのか等について、納得のいく議論がなされなければいけないと考えますが、この点について提案者の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、臓器移植を実行する前提として、欧米社会ではインフォームド・コンセントが当然のこととされております。患者は、自分の体について、どんな可能性があるのか、あるいはないのかについてを徳心のいくまで医師から説明を受けた上で、みずから体についての決定を行います。残念なことに、厚生省の準備した医療法の改定案には、このインフォームド・コンセントが医師の義務としてではなく、努力すべき事項としてしか盛り込まれておりません。その理由として厚生省が挙げているのは、インフォームド・コンセン

ト本社会ではインフォームド・コンセントをすべての医師に要求するだけの環境が整っていないとい

うことがあります。提案者は、日本社会において現で明瞭かになった真理の一つは、技術的には可能であっても、人間社会として使ってはならない種類の技術があるということだと思います。つまり、技術的な可能性とは違う次元で、その技術を使わべきかどうかの議論をしなくてはならないのです。人類が技術の奴隸にならないためには、どうしても必要な手続だと思います。残念ながら、臓器移植それ自体に関しては、このレベルでの議論が十分に行われてきたとは言えません。

私は、この際、臓器移植の是非についての国民的な議論を與すべきだと考えます。角膜の移植ならいいけれども、脳あるいは人によっては心臓の移植がだめなのはなぜなのか、どこで一線を画するべきなのか、その理由は何なのか等について、納得のいく議論がなされなければいけないと考えますが、この点について提案者の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、臓器移植を実行する前提として、欧米社会ではインフォームド・コンセントが当然のこととされております。患者は、自分の体について、どんな可能性があるのか、あるいはないのかについてを徳心のいくまで医師から説明を受けた上で、みずから体についての決定を行います。残念なことに、厚生省の準備した医療法の改定案には、このインフォームド・コンセントが医師の義務としてではなく、努力すべき事項としてしか盛り込まれておりません。その理由として厚生省が挙げているのは、インフォームド・コンセン

ト本社会ではインフォームド・コンセントをすべての医師に要求するだけの環境が整っていないとい

うことがあります。提案者は、日本社会において現で明瞭かになった真理の一つは、技術的には可能であっても、人間社会として使ってはならない種類の技術がある

ことです。

官 報 (号外)

医の倫理の上からも当然のことであると考えています。

また、臓器移植は、救急医が全力を尽くして救命活動を行った後に、その敗北として、不幸場合のみ初めて考えられるものであると認識いたしております。したがって、臓器移植を急速に余りするようなことがあってならないことは言うまでもございません。

なお、こうした問題に対する懸念もございまして、そうした世論に対する配慮もございまして、脳死の判定は、移植にかかわらない一人以上の医者によって行われるとともに、摘出された臓器を公平公正に配分するシステムとして臓器移植ネットワークを構築することとしているわけでござります。

また、脳死からの臓器移植を実施する場合、脳低温療法を義務づけるべきではないかとのお尋ねでございます。

まず、誤解のないように申し上げたいことは、脳低温療法は、大変大きな医学の進歩でございまます。誤解のないように申し上げたいことは、脳死の判定は、移植にかかわらない二人以上の医者によって行われるとともに、摘出された臓器を公平公正に配分するシステムとして臓器移植ネットワークを構築することとしているわけでござります。

場合のみ初めて考えられるものであると認識いたしております。したがって、臓器移植を急速に余りするようなことがあってならないことは言うまでもございません。

医の倫理の上からも当然のことであると考えています。

また、臓器移植は、救急医が全力を尽くして救命活動を行った後に、その敗北として、不幸場合のみ初めて考えられるものであると認識いたしております。したがって、臓器移植を急速に余りするようなことがあってならないことは言うまでもございません。

ただ、公明黨の意見ではございませんが、この事後的な審査があり方につきましては、脳死臨調の答申や厚生省の臓器移植ネットワークのあり方検討会の中間報告におきましても、臓器移植ネットワークを整備した上で、当該ネットワーク内に独立かつ公正な審査委員会を設けるという方向が示されており、法案成立後、このような方向で審査体制などの整備が行われるべきものと考えております。

最後に、脳死を人の死とは認めない立場での立法についてのお尋ねでございます。

まず最初に、一体、臓器の移植、そうした技術の応用をどこに適用するか、その線は何かという御質問もございました。

まさに過渡的な技術であるこの臓器移植をどの線で適用するか、それは、この技術の導入によって生ある者が差別を受けることがある、死んでしまった人たちは、脳死体はまさに死体であるといつて死体は死体ではない、脳死状態にある体だ、そういうふうに理解するんですね。まずはやはりそこそこからスタートをしているんですね。私は、脳死体を実験の中で脳死体という言葉が出てくるんですけども、この法案を進めようとしている人たちは、脳死体はまさに死体であるといつて死体は死体ではない、脳死状態にある体だ、そういうふうに理解するんですね。まずはやはりそこそこから——だってそうでしょう。さっきも話が出ましたけれども、人工の呼吸器をつけていれば心臓が動くんですよ。見ている限り、生きている点につきましては他の答弁者からも答弁なみこれを実施し得る、それが一つの大きな基本的な線である、そのように私は考えております。

その点につきましては他の答弁者からも答弁なされておられます、脳死は人の死ではないが脳死体からの移植を許されるという考え方、生きている方から生命維持に必要な心臓などを摘出することを許容するものであるなど大変問題があることを許容するものと考へる

ております。

ただ、これは一律に義務づけるということは適切ではないというふうに考えております。

また、脳死治療オンラインマッチング制度並びに人権監視委員会を設置すべきではないかとのお尋ねでござりますが、公平公正な移植の実施を確保するためには、第三者により事後的に移植事例の評価及び審査が行われることが重要であると考えております。

この事後的な審査のあり方につきましては、脳死臨調の答申や厚生省の臓器移植ネットワークのあり方検討会の中間報告におきましても、臓器移植ネットワークを整備した上で、当該ネットワーク内に独立かつ公正な審査委員会を設けるという方向が示されており、法案成立後、この

問題は、やはり脳死を人の死とするかどうかということだらうと思います。

先ほど来たびたび発せられております、例えば脳死体という言葉、私は正直申し上げまして、この法案が準備されて、それを私も質問しなければいけないんで勉強するまで、この脳死体という言葉を知りませんでした。広辞苑を見たって書いてあります。

まず最初に、一体、臓器の移植、そうした技術の応用をどこに適用するか、その線は何かという御質問もございました。

まさに過渡的な技術であるこの臓器移植をどの線で適用するか、それは、この技術の導入によって生ある者が差別を受けることがある、死んでしまった人たちは、脳死体はまさに死体であるといつて死体は死体ではない、脳死状態にある体だ、そういうふうに理解するんですね。まずはやはりそこそこから——だってそうでしょう。さっきも話が出ましたけれども、人工の呼吸器をつけていれば心臓が動くんですよ。見ている限り、生きている人と違わないんですよ。顔の肌の色つやもいりませんですね。だから、当然のことながら、やはりそこにはいる肉親は、まだ生きている人だと思って看病をするわけですよ。それが人間の情なんですよ。

その点につきましては他の答弁者からも答弁なされておられます、脳死は人の死ではないが脳死体からの移植を許されるという考え方、生きている方から生命維持に必要な心臓などを摘出することを許容するものであるなど大変問題があることを許容するものと考へる

ます。

彼は、御自分の御次男がずっと神経症を患っていて、そして自分で命を絶ったんです。その方が病院にかかり込まれて、五日日にお医者さんから第一回目の脳死状態の宣告を受けた。だけれども、まだそのまま呼吸器をつけていた。六日に第二回目の脳死の判定を受けた。

そこで、柳田さんは、何とかこの自分の息子を世の中のために役立てたいということで、腎臓の移植の可能性がないか調べてみた。ただ、本人に確認をしなければいけないけれども、本人は答えられないから、日記などを見て調べてみたんです。

柳田邦男さんという方が議論しております。

私は厚生委員ではありますから、これを聞いていません。直接お聞きになった方もいらっしゃると思うけれども、実にいいことを言っています。

柳田邦男さんという方が議論しております。私は厚生委員ではありませんでしたから、これを聞いていません。直接お聞きになった方もいらっしゃると思います。

柳田邦男さんという方が議論しております。私は厚生委員ではありませんでしたから、これを聞いていません。直接お聞きになった方もいらっしゃると思います。

柳田邦男さんという方が議論しております。私は厚生委員ではありませんでしたから、これを聞いていません。直接お聞きになった方もいらっしゃると思います。

柳田邦男さんという方が議論しております。私は厚生委員ではありませんでしたから、これを聞いていません。直接お聞きになった方もいらっしゃると思います。

柳田邦男さんという方が議論しております。私は厚生委員ではありませんでしたから、これを聞いていません。直接お聞きになった方もいらっしゃると思います。

実はまだ臓器移植法について自分の意見を決めかねていますということをおっしゃっているんですよ。本当に脳死を人の死としていいのかどうなのか、私自身の中でどうしても答えが出ないということを言っているんですよ。

それから、橋本総理はお母様のところへいつも行っている、お母様が口がきける状態かどうかわかりませんけれども。だけれども、そこにいて何分か、忙しい中を行つてそこでやはり会話をやっているんですよ。やはりそれが人間の情というものではないですか。その脳死を死と判定することによって、そういう人間の情を断ち切つてしまつことになりはしないだろうか。私は、そのことに大変危惧を持っているんです。

先ほど来、脳死は人の死でないということを言つて、それで、臓器移植に何とか道を開く方法はないだろかというお尋ねをしておりますけれども、返ってきておるお答えというのは、実は、平成六年の第三百三十一国会で、やはり本会議でこのように議論をやって、そのとき言つた答えと同じなんですよ。後で調べてみてください。その当時の会議録と全く同じなんですよ。

この脳死を人の死でないとしながらも——脳死を人の死としないことによって、そういう人間と人間とのつながりができるんですよ、そうするにこよって。だけれども、やはり片一方で臓

器移植を待つていらっしゃる患者さんがいるから、その人たちのために何とか道を開いていかなければいけない。

ですから、質問になりますけれども、そういうように脳死を人の死と認めなくたって、私は十分

できると思う。いいですか。法律に定めた医師の正当業務行為というのがあるんですよ。おなかを切つたりするときには、その正当業務行為で許されるわけです。そういうことを利用してできないものなのかな。

それからもう一つだけ、具体的になりますけれども、先ほどお答えがありました脳死体になつてからの処置、まさに「処置」という言葉を使っていふわけですから、この処置についても当分の間は医療の給付としてみなされたものとするといふことで、医療保険の方はそれでいいかもしませんけれども、医療給付でない、損害保険の交通事故などのときの治療費の給付の対象にはこれはならないのでしょうか、どうなんでしょうか。そ

ういうところにも広げるつもりがあるのかどうなつかということ、やはりそのことについても考えていただきたい。

ですから、どうぞ皆さん方、私たち脳死を人の死としない臓器移植法をめざす議員の会は、近いうちに、脳死を人の死としないで、それで臓器移植法に道を開く法案を提案いたしますから、どう

かどちらがいいかよく比べていただいて、そして判断をしていただきたいということをございます。

ありがとうございました。(拍手)

○矢上雅義君 海江田議員にお答えいたします。

脳死を人の死と認めるか否かということで、人間の情、それをどういうふうに考えるかという質

問でございましたが、臓器を患者さんたちに提供したいという提供者の方の気持ちも人の情でございますし、また、病におびえている患者さんたちの気持ちを大事にするのもまた人の情でございます。

また、ここにおられる国会議員の皆様、賛成、反対、いろいろな考え方の方がおられますが、しかし、国政の場で堂々と真剣に議論をしようとする

ことで、この場に提案するとしても、まだそれを受けて立たれるということも、人の情でございます。そういう立場に立つて答弁させていただきます。

まず第一の質問でございますが、脳死を人の死としなければ臓器移植はできないかとのお尋ねであります。

これは先ほど以来、井上議員の質問にもありましたものと同趣旨でござります。(発

まず、この法案は、脳死臨調の答申においても、「概ね社会的に受容され合意されている」といってよいものと思われる」とされた、脳死をもつて人の死とする考え方に基づいたものであります。脳死を人の死としなくとも臓器移植は可能ではないかという考え方には次のような問題があります。

すなわち、脳死は人の死ではなく、脳死判定を受けた方は生きているという考え方にしてば、そ

の方から生命維持に必須の臓器である心臓や肝臓を摘出する行為は、当然、殺人罪あるいは承諾殺人罪に当たることになります。これらを許容するような立法は、事柄の重大性にかんがみれば到底受け入れることはできないと考えられます。

また、レシピエントの命を救うためであれば、脳死の状態とはいえたままに生きているとされている者から心臓や肝臓を摘出して、その命を奪うことでも許されるという考え方方は、本来平等である命の価値に軽重をつけることとなるわけであり、認めるわけにはいきません。

さらに、このような考え方をとった場合、医師の立場に立てば、法的に生きているとされる状態の者から臓器の摘出を行ふことを意味することとなり、医のモラルから見て到底認められないとの批判も当然あります。

また、脳死を人の死とする立場をとらないとす

(号)外報

るが、脳死体については刑事訴訟法上の死体であること前提とした検視等ができる、必要な検査が行われる前に臓器摘出が行われて、証拠が散逸し、要質凶惡犯を見逃すという不正義が発生するおそれも生じます。

以上のような理由から、脳死は人の死ではないことは、到底受け入れることができないと考えが脳死体からの移植は許されるとする考え方をとることは、あるものであります。

なお、この考え方については、脳死臨調でも大きな論点として議論が行われましたが、結論的に採用されなかつたものであり、また、その後、立法化について検討を行った脳死及び臓器移植に関する各党協議会においても、この考え方について議論がなされました。やはりこの考え方の採用は極めて困難との結論に達した経緯があることを報告させていただきます。

続きまして、第一の質問でございます。

脳死体への処置が損害保険の治療費の給付の対象にならないということについてのお尋ねでございます。

御指摘の「当分の間、医療の給付としてされたもののみなす」という規定は、脳死判定後の処置について、この費用を全額遺族の負担とすることは、経済的な事情などからいや恥なく人工呼吸器を外さざるを得ない状況に遺族を追い込んでしま

うおそれがあることながら、脳死を人の死と認めることにちゅうちゅする方への配慮と臓器提供の任意性を確保するために置いたものであります。

うおそれがあることながら、脳死を人の死と認めることにちゅうちゅする方への配慮と臓器提供の任意性を確保するために置いたものであります。

午後二時二十六分散会

（常任委員辞任及び補欠選任）

法を初めとする医療の給付を行う法律による給付に継続して、脳死体への処置が行われた場合、引き続き給付がなされることになります。

ところで、医療費を対象とする民間の損害保険につきましては、「通常、被保険者が死」したときは保険が終了するものとされております。やはり、先ほど海江田議員が質疑された問題は大変大きな問題を含んでおります。しかしながら、この民間の損害保険があくまでも民間であるといふことから、被保険者となられる方の需要に応じて商品が開発されることが前提となっておりま

す。私ども提案者といたしましても、民間の損害保険につきましてもこの健康保険の特例措置の趣旨を踏まえた取り扱いがなされることを期待する

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

出席國務大臣 外務大臣 池田 行彦君
大蔵大臣 三塚 博君
郵政大臣 堀之内久男君
建設大臣 鶴井 静香君
国務大臣 伊藤 公介君
下地 幹郎君
田村 憲久君
城島 正光君
米津 等史君
城島 正光君

議院運営委員
辞任
補欠

出席國務大臣 外務大臣 池田 行彦君
大蔵大臣 三塚 博君
郵政大臣 堀之内久男君
建設大臣 鶴井 静香君
国務大臣 伊藤 公介君
下地 幹郎君
田村 憲久君
城島 正光君
米津 等史君
城島 正光君

議院運営委員
辞任
補欠

○議長の報告

(政府委員承認)

一、去る十三日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵委員

辞任
補欠

厚生委員

辞任

茂木 敏夫君

新藤 義孝君

(議案提出)

中桐 伸五君

坂口 力君

小池百合子君

中野 清君

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

予算委員

辞任

家西 悟君

家西 悟君

若松 謙維君

伊藤 茂君

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島田出夫君外二名提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術委員

辞任

井上 義久君

近藤 昭一君

坂井 隆憲君

飯島 忠義君

肥田 美代子君

山花 貞夫君

金融監督庁設置法

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

家西 悟君

生方 幸夫君

濱田 健一君

坂井 隆憲君

飯島 忠義君

日本銀行法案

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

井上 義久君

大畠 章宏君

辻 一彦君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

科学技術委員

辞任

井上 義久君

近藤 昭一君

大畠 章宏君

坂井 隆憲君

飯島 忠義君

金融監督庁設置法

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

科学技術委員

辞任

井上 義久君

近藤 昭一君

大畠 章宏君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

科学技術委員

辞任

井上 義久君

近藤 昭一君

大畠 章宏君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

科学技術委員

辞任

井上 義久君

近藤 昭一君

大畠 章宏君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

科学技術委員

辞任

井上 義久君

近藤 昭一君

大畠 章宏君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

科学技術委員

辞任

井上 義久君

近藤 昭一君

大畠 章宏君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

辻 一彦君

鶴山 由紀夫君

西野 陽君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

外務委員

辞任

下村 博文君

新藤 義孝君

西野 陽君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

外務委員

辞任

安倍 晋三君

新藤 義孝君

西野 陽君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

外務委員

辞任

下村 博文君

新藤 義孝君

西野 陽君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

外務委員

辞任

安倍 晋三君

新藤 義孝君

西野 陽君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

外務委員

辞任

安倍 晋三君

新藤 義孝君

西野 陽君

坂井 隆憲君

肥田 美代子君

建設委員

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

官 報 (号外)

<p>の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件</p> <p>南極地域の環境の保護に関する法律案</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律案</p> <p>(議案送付)</p> <p>一、去る十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案</p> <p>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案</p> <p>地方交付税法等の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>民法の一部を改正する法律案(坂上富男君外四名提出)</p> <p>一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)</p>	<p>国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(建設委員長提出)</p> <p>特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)</p> <p>(質問書提出)</p> <p>一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>国立循環器病センターによる血管摘出に関する質問主意書(金田誠一君提出)</p> <p>一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>返還ガラス固化体の貯蔵管理に関する質問主意書(中川智子君提出)</p> <p>(答弁書受領)</p> <p>一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員金田誠一君提出返還ガラス固化体の安全確認に関する質問に対する答弁書</p> <p>一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>民法の一部を改正する法律案(坂上富男君外四名提出)</p> <p>一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)</p>
<p>返還ガラス固化体の安全確認に関する質問主意書</p> <p>フランスでの再処理委託により排出された高レベル放射性廃棄物(返還ガラス固化体)の二回目の搬入が三月に予定されている。ガラス固化体の安全性については地元青森県民のみならず全国民の注目するところである。</p> <p>国策である原子力においては、国の安全確認は大前提となる。しかし、返還ガラス固化体の安全性の確認においては不明確な点が多くある。</p> <p>第一三四回国会、平成七年十一月十四日付「質問第二五号」に対する「答弁書」に関して以下、質問をする。</p> <p>返還ガラス固化体の安全確認について</p> <p>1 COGEMAの「保証」について</p> <p>「ガラス固化体の製造基準、安全基準を何故、作成、制定しないのか。</p> <p>低レベル廃棄物には廃棄に関する安全基準があるのに、何故、ガラス固化体の安全基準はないのか。その理由は何か。</p> <p>「COGEMA仕様」を「承認」しなくてよいのか。その理由は何か。</p> <p>「COGEMA仕様」の安全性、妥当性を「確認」したのか。いつしたのか。していないとすれば、「確認」しない理由は何か。</p> <p>COGEMA仕様において、ガラス固化体を三十年間から五十年間貯蔵しても、ガラス固化体が健全である「保証」は必要か、不要か。</p>	<p>返還ガラス固化体の安全確認に関する質問主意書</p> <p>フランスでの再処理委託により排出された高レベル放射性廃棄物(返還ガラス固化体)の二回目の搬入が三月に予定されている。ガラス固化体の安全性については地元青森県民のみならず全国民の注目するところである。</p> <p>国策である原子力においては、国の安全確認は大前提となる。しかし、返還ガラス固化体の安全性の確認においては不明確な点が多くある。</p> <p>第一三四回国会、平成七年十一月十四日付「質問第二五号」に対する「答弁書」に関して以下、質問をする。</p> <p>返還ガラス固化体の安全確認について</p> <p>1 COGEMAの「保証」について</p> <p>「ガラス固化体の製造基準、安全基準を何故、作成、制定しないのか。</p> <p>低レベル廃棄物には廃棄に関する安全基準があるのに、何故、ガラス固化体の安全基準はないのか。その理由は何か。</p> <p>「COGEMA仕様」を「承認」しなくてよいのか。その理由は何か。</p> <p>「COGEMA仕様」の安全性、妥当性を「確認」したのか。いつしたのか。していないとすれば、「確認」しない理由は何か。</p> <p>COGEMA仕様において、ガラス固化体を三十年間から五十年間貯蔵しても、ガラス固化体が健全である「保証」は必要か、不要か。</p>

(号外) 報告

④ 科学技術庁は、返還されるガラス固化体が三十年間から五十年間貯蔵しても、健全である」とのCOGEMAの「保証」を確認する必要があるか、不要か。

2 貯蔵管理期間中の安全確認について

「COGEMA仕様」に基づいて製造されたガラス固化体は、三十年間から五十年間貯蔵しても健全であることを確認したのか。確認していないとすればいつ、誰が確認しているのか。」の質問に

「返還されるガラス固化体については、法的に規制されているのではなく、その廃棄に係る安全性は、廃棄に係る規制等によって確保されるものである。」

廃棄物管理設備に廃棄される際には、その放射能濃度、発熱量等が当該廃棄物管理設備において管理することができるものとすることでも健全であることを確認したのか。確認していないとすればいつ、誰が確認しているのか。」の質問に

「返還されるガラス固化体は、「COGEMA仕様」とおりに製造されていることを確認したのか。確認していないとすれば、いつ、誰が確認しているのか。」の質問に

「ピューロ・ベリタスが確認しているが、これにより電気事業者は、当該ガラス固化体がCOGEMA仕様を満たして製造されたものと認識している」と答弁している。

① 返還されたガラス固化体については、COGEMA仕様とおりに製造されていることをピューロ・ベリタスが確認していると、電気事業者は認識している、とのことだが、科学技術庁はピューロ・ベリタスが確認していると認識しているのか。

返還されるガラス固化体が「放射能濃度、発熱量等が管理施設に管理できるもの」事業所外廃棄規則の規定に適合するものであれば、

① 返還されるガラス固化体が三十年間から五十年間貯蔵しても健全であるとの電気事業者の「確認」は必要か、不要か。

② 返還されるガラス固化体が三十年間から五十年間貯蔵しても健全であることの科学技術庁の「確認」は必要か、不要か。

③ 返還されるガラス固化体が三十年間から五十年間貯蔵しても健全である」とのCOGEMAの「保証」は必要か、不要か。

3 製造確認について

「返還されたガラス固化体は、「COGEMA仕様」とおりに製造されていることを確認したのか。確認していないとすれば、いつ、誰が確認しているのか。」の質問に

「ピューロ・ベリタスが確認しているが、これにより電気事業者は、当該ガラス固化体がCOGEMA仕様を満たして製造されたものと認識している」と答弁している。

衆議院議員金田誠一君提出返還ガラス固化体の安全確認に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員金田誠一君提出返還ガラス固化体の安全確認に関する質問に対する答弁書

1の①について

海外から我が国に返還されるガラス固化体（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化したもの）をいう。以下同じ)については、仕様そのものについての具体的な基準等により法的に規制されているのではなく、その廃棄に係る安全性は、当該ガラス固化体が廃棄物管理施設において管理される期間を通じて、原子炉等規制法に基づく廃棄物管理の事業に係る規制及び工場又は事業所の外において行われる廃棄に係る規制等によって確保されるものであるが、かかる安全規制の一環として、当該ガラス固化体が電気事業者により廃棄物管理設備に廃棄される際には、その放射能濃度、発熱量等が当該廃棄物管理設備において管理することができるものとする」と等の保安のために必要な措置を講ずることが電気事業者に義務付けられており、当該措置が核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十二年総理府令第五十六号。以下「事業所外廃棄規則」という。）の規定に適合することについて科学技術庁長官が確認することとなっている。

1の②、③及び④並びに2について

海外から我が国に返還されるガラス固化体の廃棄に係る安全性は、当該ガラス固化体が廃棄物管理施設において管理される期間を通じて、原子炉等規制法に基づく廃棄物管理の事業に係る規制及び工場又は事業所の外において行われる廃棄に係る規制等によって確保されるものであるが、かかる安全規制の一環として、当該ガラス固化体が電気事業者により廃棄物管理設備に廃棄される際には、その放射能濃度、発熱量等が当該廃棄物管理設備において管理することができるものとする」と等の保安のために必要な措置を講ずることが電気事業者に義務付けられており、当該措置が核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十二年総理府令第五十六号。以下「事業所外廃棄規則」という。）の規定に適合することについて科学技術庁長官が確認することとなっている。

(号外) 報

な措置を講ずることが電気事業者に義務付けられており、当該措置が事業所外廃棄規則の規定に適合することについて科学技術庁長官が確認することとなっている。フランス核燃料会社(以下「COGEMA」という。)に使用済燃料の再処理を委託した我が国の電気事業者がCOGEMAから受領したガラス固化体の仕様(以下「COGEMA仕様」という。)の承認、返還されるガラス固化体を三十年間から五十年間貯蔵しても健全であることについてのCOGEMAの保証及び返還されるガラス固化体を三十年間から五十年間貯蔵しても健全であることについての電気事業者又は科学技術庁の確認は、当該ガラス固化体の廃棄に係る安全性がかかる安全規制により確保されると判断される限り、必要なことと考えている。

③の①について

フランスから平成七年四月に返還されたガラス固化体については、残滓(輸送及び電力会社への返還に適する形態になっている廃棄物)をいう。以下同じ。)の製造等のために設定されたCOGEMAの品質管理及び品質保証措置がCOGEMAから電気事業者に提出された仕様を満たす残滓の製造及びその品質の保持のために適切なものであること等についてピューロ・ベリタスが確認しているものと承知している。

③の②、③及び④について

海外から我が国に返還されるガラス固化体に

ついては、仕様そのものについての具体的基準

等により法的に規制されているのではなく、そ

の廃棄に係る安全性は、当該ガラス固化体が廃

棄物管理施設において管理される期間を通じて、原子炉等規制法に基づく廃棄物管理の事業

に係る規制及び工場又は事業所の外において行

われる廃棄に係る規制等によって確保されるも

のであり、科学技術庁が返還されたガラス固化

体がCOGEMA仕様の範囲内であることについて

確認を行うような法令に基づく制度はない

が、かかる安全規制の一環として、当該ガラス

固化体が電気事業者により廃棄物管理設備に廃

棄される際には、その放射能濃度、発熱量等が

当該廃棄物管理設備において管理することがで

きるものとする等の保安のために必要な措

置を講ずることが電気事業者に義務付けられ、

当該措置が事業所外廃棄規則の規定に適合する

ことについて科学技術庁長官が確認すること

なっており、科学技術庁長官は、フランスから

平成七年四月に返還されたガラス固化体についてかかる確認を行ったところである。

一 平成七年度末現在で第三号加入者数は男性約四万人、女性約二十二万五千人があるが、第三号加入者の実態はどうなっているか。件数は何件か。

二 改正時から現在までに第三号特例届出の処理

平成九年二月二十六日提出

質問 第七号

国民年金の第三号特例届出に関する質問主意書

書

提出者 横屋 敬悟

また、約二十二万五千人がまだ手続きを取っていない可能性があるとも言われているようだが、未処理件数はあと何件あると推計しているのか。

国民年金の第三号特例届出に関する質問主意書

意書

昭和六十一年四月、国民年金が全国共通の基礎

年金制度に変わってから十年が経過しているが、

問題は種別変更の未届者がいまだに多数存在して

いる点である。

被保険者は、就職、転職、退職、結婚などによ

る種別の変更届が必要となるが、この変更届のな

い期間は保険料未納期間として扱われ、将来の年

金受給権及び受給額に影響を与える恐れがある。

特に未届者が多い第三号被保険者については、未

届期間が救済される特例届出を設けている。平成

七年四月から同九年三月末までに第三号届出をす

れば、昭和六十一年四月以降の未届期間がすべて

保険料納付期間とされるものである。特例の期限

切れを目前にしてまだ相当の未届数が予測される

が、この第三号特例届出に関する今後の対策は、

緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 平成七年度末現在で第三号加入者数が予測される

が、この第三号特例届出に関する今後の対策は、

緊急を要すると考える。

二 改正時から現在までに第三号特例届出の処理

件数は何件か。

三 特例期間が、この三月末で終了することに

なっているが、未届者が解明されない理由は何か。

四 政府としては、第三号特例届出に関して今まで

どのような対策を講じてきたのか。また、今

後の対策は如何。

五 特例届出どころか実際は、種別変更の届出そ

れ自体の存在さえ知らない人が多いのではないか。

であるなら、啓発活動にも工夫が必要であ

る。

先頃、NHKでこの問題の特集を放映したと

ころ、N HK、社会保険庁等に大変な反響が

あったと聞いているが、テレビ・ラジオなどの

マスメディアによる呼びかけをしてみてはどう

か。

六 この問題の根本的な解決策は、本年一月からスタートした基礎年金番号制が定着するまでの間、第三号特例届出期限を延長することではいか。

右質問する。

内閣衆議院議長伊藤宗一郎殿

内閣総理大臣橋本龍太郎

衆議院議員横屋敬悟君提出国民年金の第三号特

例届出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付

〔別紙〕

衆議院議員樹屋敬悟君提出国民年金の第三号特例届出に関する質問に対する答弁書

一について

平成七年度末現在における国民年金法(昭和三十六年法律第百四十一号)第七条第一項第三号に規定する被保険者(以下「第三号被保険者」という。)の数は、男性が四万三千八十八人、女性

が千二百十五万九千五百三十七人であり、合計で千一百一十万五百七十五人である。

二について

平成七年四月から本年一月末までに各都道府県の社会保険事務所において受理された国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。)附則第十条第一項の規定による届出(以下「第三号特例届出」という。)の件数は、約九十一万五千件である。

第二項特例届出の対象となる者で届出を行つてないものの総数の把握は困難であるが、社会保険庁において管理している被保険者本人及びその配偶者の記録に基づき、これまでに第三号被保険者に係る届出を行つた者のうち第三号特例届出が未届けである可能性があると考えられる人である。

三について

第三号被保険者については、国民年金法第七

条第一項第二号に規定する被保険者の収入により生計を維持する配偶者(以下「被扶養配偶者」という。)であることがその要件とされており、

第三号特例届の受理に当たっては、第三号被保険者制度が実施された昭和六十一年四月以降の期間についてこれを認定する必要があるが、被扶養配偶者であるか否かは同法第十二条及び第一百五条の規定に基づいて行われる届出によって認定しているところである。

六について

第三号特例届について規定した平成六年改正法附則第十条は、昭和六十一年四月に実施された第三号被保険者制度において第三号被保険者に係る届出が十分に実施されているとは言えな

いことから国民年金法附則第七条の三の特例として設けられたものであり、期限の延長を行うことは考えていない。第三号特例届の実施期間においては、四及び五について述べたような、広報及び個別の届出の勧奨を実施したところであり、その期限である本年三月末へ向けて更に周知を図るべく努力してまいりたい。

なお、年金制度の適正で安定的な運営のため、第三号被保険者制度及び第三号被保険者に係る届出の適正な実施についてより一層の周知に努めてまいりたい。

(答弁通知書受領)

第三号特例届の実施については、社会保険庁、都道府県及び市町村においてポスター、雑誌広告等により繰り返し広報し、周知を図ってきたところである。また、社会保険庁において管理している被保険者本人及びその配偶者の記録に基づき、これまでに第三号被保険者に係る届出を行つた者のうち第三号特例届出を行つたものに対して、平成七年度に個別に届出の勧奨を実施し、さらに本年一月に一について述べた約一十一万三千

人に対して同様の届出の勧奨を重ねて実施したところである。

第三号特例届の実施期限である本年度末までの間、引き続き広報に努めるとともに、テレビ等のマスメディアの協力が得られるよう努力してまいりたい。

五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から衆議院議員山本孝史君提出国公立医療機関による無断血管摘出・冷凍保存事件に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成九年三月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

建設委員長 市川 雄一
提出者
建設委員長 市川 雄一
国際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成九年三月十七日

国際觀光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案
等に関する法律(昭和五十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和七十二年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

報 告 (号 外)

理 由

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成十九年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成九年三月十七日

提出者

建設委員長 市川 雄一

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三千八百億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆四千億円の見込みである。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三千八百億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆四千億円の見込みである。

に「に改め、同表中一の項を削り、二の項を二の項とし、四の項を三の項とし、同表五の項利

率の欄中「当初期間につき、年六・〇パーセント」の下に「改良後の住宅が住宅の構造その他

の主務省令で定める事項について主務省令で定

める基準に適合することを主たる目的とする住

宅の改良(以下「の表において「優良住宅改良」という。)に係る貸付金にあつては、年五・五

パーセント」を、「貸付金にあつては、年六・

〇パーセント」の下に「優良住宅改良に係る貸

付金にあつては、年五・五パーセント」を加

え、同表中五の項を四の項とし、同表六の項目

償還期間の欄中「三十年以内」の下に「(主務省令

で定める基準に該当する耐久性を有する災害復

興住宅に係る貸付金にあつては、三十五年以

内」を加え、同表六の項目償還期間の欄中「二

十五年以内」の下に「(主務省令で定める基準に

該当する耐久性を有する災害復興住宅に係る貸

付金にあつては、三十年以内」を加え、同表中

六の項を五の項とし、同表七の項目償還期間の

欄中「三十年以内」の下に「(主務省令で定める基

準に該当する耐久性を有する地すべり等閑連住

宅に係る貸付金にあつては、三十五年以内」を

加え、同表七の項目償還期間の欄中「二十五年

以内」の下に「(主務省令で定める基準に該当す

る耐久性を有する地すべり等閑連住宅に係る貸

付金にあつては、三十年以内」を加え、同表中

七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、同

条第四項中「及び二の項」を削る。

第二十二条の三第三項中「一の項及び五の項」を「及び四の項」に改める。

第一 国債、地方債又は政府保証債(その元本

の償還及び利息の支払について政府が保証

する債券をいう。)の保有

裕金を運用してはならない。

一 公庫は、次の方法によるほか、業務上の余

の償還及び利息の支払について政府が保証

する債券をいう。)の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金

第四十六条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第四十七条から第四十九条までの規定中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第七項を削り、附則第八項を附則第七項

とし、附則第九項を附則第八項とする。

附則第十項中「附則第八項」を「附則第七項

に、「一の項及び五の項」を「及び四の項」に改

め、同項を附則第九項とし、附則第十一項を附

則第十項とする。

附則第十二項及び第十三項を削る。

附則第十四項中「において支払うべき借入金

の利息に相当する」を「における」に改め、同項

の表一の項及び二の項中「支払うべきもの」の下

に「に相当する金額」を加え、同表に次のように

加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所

次のイ及びロに掲げるところにより算出した金額を合計して得た平成九年度から平成十三年度までの各年度における金額

イ 平成七年度に線上債還がされた貸付金」とに(1)の規定により算出

した率を乗じた金額を合計して得た額に(2)の規定により算出

備考

一 この表において「線上債還」とは、第二十一条の四第一項の規定による償還をいう。

二 この表において「貸付金」とは、財形住宅賃付けに係る貸付金以外の貸付金をいい、当該貸付金が利率の異なる部分から成る場合にあつては、それぞれの部分をいう。

三 この表において「線上債還貸付金仮定利率」とは、線上債還がされた貸付金について当該線上債還がなかつたとしたならば各年度において適用されることとなるべき利率(当該年度中において当初期間の経過によりその利率が異なることとなるべき場合にあつては、当該年度においてそれぞれの利率が適用される期間に応じて主務省令で定める方法により算定した利率)をいう。

四 この表において「平成八年度線上債還合計額」とは、平成八年度に線上債還がされた貸付金の金額を合計して得た額をいう。

五 この表において「平成七年度線上債還合計額」とは、平成七年度に線上債還がされた貸付金の金額を合計して得た額をいう。

六 この表において「平成八年度線上債還合計額」とは、平成八年度に線上債還がされた貸付金の金額を合計して得た額をいう。

附則第十四項を附則第十一項とし、附則第十五項を附則第十二項とする。

附則第十六項中「附則第十四項」を「附則第十一項」に改め、「平成十七年度までの間において」の下に、「同表三の項に係る特別損失にあつては平成十年度から平成十九年度までの間において」を加え、同項を附則第十三項とする。

附則第十七項中「附則第十四項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十八項中「附則第十四項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十五項とする。

第一条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第三条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

(北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四条)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表一の項区分の欄中「既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金並びに」を削り、同表一の項イ区分の欄中「建設」の下に「既存住宅の購入を除く。以下この表において同じ。」を加え、同表一の項中

度以降の各年度	度以降の各年度	度以降の各年度	度以降の各年度	度以降の各年度	度以降の各年度
平成十年度まで	平成十年度まで	平成十年度まで	平成十年度まで	平成十年度まで	平成十年度まで
平成十年度まで	平成十年度まで	平成十年度まで	平成十年度まで	平成十年度まで	平成十年度まで

二 防寒住宅で耐火構造の建物の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金額	二 防寒住宅で耐火構造の建物の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金額
額	額

を

木の取扱いの有る在宅の防寒住宅で耐火構造の建物の購入及びこれに付隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金額	木の取扱いの有る在宅の防寒住宅で耐火構造の建物の購入及びこれに付隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金額
額	額

に改め、同表二の項を削り、同表三の項区分の欄中

官報(号外)

「及び二の項」を削り、同表中二の項を二の項とし、同表第五項中「同法」を「公庫法」に改め、「及び二の項」を削り、「一の項及び五の項」を「及び四の項」に改め、同表第九項中「及び二の項」を削り、同表第十項中「表二の項」を「表二の一の項」に改める。

第八条の二(第二項の表二の項)償還期間の欄中「三十年以内」の下に「(主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する災害復興住宅又は地すべり等関連住宅に係る貸付金にあつては、三十年以内)」を加え、同表三の項償還期間の欄中「二十五年以内」の下に「(主務省令で定める基準に該当する耐久性を有する災害復興住宅又は地すべり等関連住宅に係る貸付金にあつては、三十年以内)」を加える。

第十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第四項中「及び二の項」を削る。

附則第五項中「及び二の項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第七項及び第八項を削る。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第四条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「における当該貸付金の同法第二十一条第一項の表二の項に規定する当初期間の利率は、同表五の項の規定にかかわらず、年五・五ペーセント以内で住宅金融公庫の定める率と」を「においては、当該貸付金を同法第二十一条第一項の表四の項に規定する優良住宅改良に係る貸付金とみなして、同表四の項の規定適用」に改める。

附則

附則第八項中「及び二の項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第三項の規定は、平成九年十月一日から施行する。

2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に閑ては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表二の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表二の項並びに第八条の二第一項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、な

お従前の例による。
3 第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表四の項の規定は、平成九年十月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、な

お従前の例による。
4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
5 住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

右
平成九年三月十七日
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
建設委員長 市川 雄一
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件
国会に提出する。
平成九年二月二十五日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

府保証債の保有並びに銀行への預金を可能とするものとする。

4 特別損失金による繰延制度の改正
平成七年度以降の金融情勢の変化に伴う上償還の急増により必要となる補給金の平準化を行うため、特別損失金による繰延制度の改正を行うものとする。

5 その他
この法律は、住宅改良融資に係る一部規定を除き平成九年四月一日から施行する。

理由
住宅の構造等について一定の基準を満たす既存住宅の購入等に係る住宅金融公庫の貸付けについて利率の優遇及び償還期間の延長を行うとともに、同公庫の業務上の余裕金の運用対象を拡大し、あわせて同公庫の特別損失に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 議案の目的及び要旨
本案は、良質な住宅ストックの形成を図るために、既存住宅の購入等に対する住宅金融公庫の融資について一定の良質な住宅に係る貸付金利の優遇を行うとともに、繰延償還が急増する現下の金融情勢の下において安定した住宅資金の融通を確保するため、特別損失金による補給金の緩延制度の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 支出予算(住宅対策諸費)の中に、住宅金融公庫に係る予算として四千四百億円が計上されている。

3 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、平成九年度一般会計予算(住宅対策諸費)の中に、住宅金融公庫に

1 既存住宅融資に係る融資制度の改善
一定の良質な既存住宅の購入に係る公庫の貸付けについて金利の優遇を行うとともに、耐久性のすぐれた既存住宅について償還期間の優遇を行うものとする。

2 住宅改良融資に係る金利の見直し
住宅改良融資について改良工事の内容に応じて異なる利率を適用するものとする。

3 余裕金の運用方法の拡大
余裕金の運用方法を拡大し、地方債及び政

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件
について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会平成9年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成9年度収支予算

(単位 千円)

- 予算総則
第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成9年度収支予算の収入及び支出を別表第1 収支予算書のとおり定める。
第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第3に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。
2 前項の規定にかかわらず、神奈川県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第4に掲げるとおりとする。
3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラーキャンペーン契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラーキャンペーン契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。
第3条 本予算は、この予算の各項に定めた金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の第4条 本予算の各項に定めた金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に適用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に適用することができない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に適用することができる。前項において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。
第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。
第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。
2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予算より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。
第10条 国際放送及び選舉放送に関する経費の支出に充てることができる。
は、それぞれ国際放送及び選舉放送に對し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に關連ある調査研究等に對し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。
別表第1

平成9年度収支予算書
(一般勘定)
(事業収支)

款	項	金額
事業収入	受取料	610,997,911
	付金	594,500,385
	収取料	1,974,221
	入金	7,366,000
	支取料	5,623,305
	入金	500,000
	支取料	1,034,000
事業支出	内賃料	610,997,911
	放送料	244,997,352
	送納料	6,638,773
	研究費	57,841,404
	対報費	2,032,992
	研究費	3,026,812
	手数料	8,035,744
	税金	148,918,811
	手数料	49,485,074
	税金	14,330,140
	手数料	54,407,000
	税金	16,236,809
	手数料	2,147,000

事業収支差金	予備費	3,000,000
(資本収支)		0

(単位 千円)

資本収入	項目	金額
前減価償却資金受入れ		74,738,000
資産受入		3,488,000
放送債権還積立資産戻入れ		54,407,000
長期借入金		2,227,000
長期借入金		1,280,000
建設費		18,336,000
資本支出		74,738,000
出放送債権還積立資産繰入れ		62,200,000
出放送債券借入金返還金		2,118,000
送金		3,488,000
放送債券借入金返還金		1,280,000
長期借入金		5,652,000
資本収支差金		0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,099億6,391万1千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,088億6,091万1千円であり、経常収支差金は、11億1,300万円である。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款項	金額
事業収入	491,000
事業支出	491,000
受託業務等収入	412,000
受託業務等費用	389,000
事業収支差金	79,000

事業収支差金7,900万円と受託業務等費用の間接経費3億6,200万円を合わせた4億4,100万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別	支払区分	支払額
カラーキャンペーン放送によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラーキャンペーンによるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラーキャンペーンによるテレビジョン放送の受信を除く放送受信契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除く放送受信契約
衛星カラーキャンペーン放送によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラーキャンペーンによるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラーキャンペーンによるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約	衛星普通契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約	特別契約
支払区分	訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払	口座振替
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期までに継続して払込むことによって行う支払	継続振込

別表第3 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーキャンペーン	訪問集金	1,395円	7,950円	15,420円
普通契約	口座振替	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	905円	5,190円	10,380円
	口座振替	855円	4,890円	9,580円
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
	口座振替	2,290円	13,090円	25,520円
衛星普通契約	訪問集金	1,850円	10,630円	20,740円

(外) 報

別表第4 受信料額(中継局)	口 継 統 振 込	訪 問 集 金	1,800円 1,055円 1,005円	10,330円 6,030円 5,730円	20,160円 11,760円 11,180円
	口 継 統 振 込	訪 問 集 金	1,055円 1,005円	6,030円 5,730円	11,760円 11,180円

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーコード	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
	口継続振込	1,190円	6,810円	13,280円
普通契約	訪問集金	750円	4,350円	8,500円
	口継続振込	700円	4,050円	7,920円
衛星カラーコード	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円
	口継続振込	2,135円	12,250円	23,890円
衛星普通契約	訪問集金	1,695円	9,790円	19,110円
	口継続振込	1,645円	9,490円	18,530円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額

契約種別ごとの契約件数	衛星カラーコード	衛星普通契約特別契約
50件未満		200円
50件以上100件未満		230円
100件以上		300円

ただし、衛星カラーコードの契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

契約種別	割引額
衛星カラーコード	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 250円

平成9年度事業計画

1 計画概説

デジタル化・多チャンネル化の進展など放送を取り巻く環境は大きく変化している。平成9年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、公正な報道と多様で質の高い放送番組の提供に努めるとともに、新しい時代や社会の要請にこたえるため、番組編成の積極的見直しと番組の充実を行い、国民生活に欠かせない公共放送としての役割を果たす。また、ハイビジョン放送の拡充・強化と普及促進及びデジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発などに積極的に取り組むこととする。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の負担する受信料であることを深く認識し、経営全般にわたり効率的な業務運営を徹底するとともに、受信料の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、衛星放送の継続に必要な設備及び老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新整備等を行う。

(2) 放送番組については、多様な視聴者の要望にこたえて、番組の充実を図り、公共放送の使命に徹し、信頼感のある公正で的確なニュース・情報番組及び人々の共感を呼ぶ豊かで潤いのある番組の提供に努めるとともに、地域に密着した放送サービスの充実・強化、福祉番組の充実、字幕・手話放送の拡充を行う。

また、第18回冬季オリンピック・長野大会の放送番組を特別編成する。

(3) 国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、音声による国際放送の充実に努め、委託協会国際放送業務(以下「映像による国際放送」という。)を拡充する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信料の増加と受信料の確実な収納に努める。

なお、受信料の月額は、引き続き据え置くことを基本とするが、消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う税負担の適正な転嫁を行う。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に

公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。ま

た、給付については、適正な水準の維持を図る。

(8) 衛星放送の継続的・安定的実施のため、放送衛星を開達する法人に対し、出資を行う。また、

放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑

な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に114億7,900万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に120億200万円、演美所の整備に47億3,000万円、放送番組設備の整備に251億5,000万円、研究設備の整備等に88億3,900万円、総額622億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

衛星放送の継続的・安定的実施に必要な設備の整備を取り進めるとともに、ハイビジョン放送の拡充に伴う設備の整備を行う。

これらに要する経費は、114億7,900万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

県域放送のためのテレビジョン放送局を建設する。また、これらに要する経費は、92億7,900万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、これらに要する経費は、27億2,700万円である。

(4) 演奏所整備計画

老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。これらに要する経費は、27億2,700万円である。

(5) 放送会館整備計画

放送会館については、長野放送会館を完成し、大部分放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館の建設に着工する。また、老朽の著しい放送会館を整備するための調査等を行う。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

放送技術研究所の建設に着工するとともに、新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行いう。また、宿舎等の整備を行う。

これらに要する経費は、55億6,200万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、32億7,700万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア テレビジョン放送については、総合放送は、多チャンネル化の進展による放送サービスの専門化・細分化のなかにあって、視聴者にとって不可欠な情報を提供する総合波としての役割を堅持し、調和ある番組編成と、個々の番組内容の一層の充実に努める。また、災害等緊急時の放送に万全を期し視聴者の信頼にこたえるとともに、生活時間の多様化に対応するため、深夜に個性的で創造性豊かな教養・娛樂番組を編成することともに、21世紀を見据えた大型企画番組の開発を行う。

教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・生涯学習番組を中心とした編成を行い、心の豊かさをはぐくむ番組、知的興味にこたえる番組、児童・子供向け番組及び福祉番組、手話ニュース等を充実することともに、時間帯ごとに視聴対象を明確にした編成に刷新する。

衛星放送については、第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、国際情報と国内情報を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。第2テレビジョンは、技術実験時間を除き1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど、文化・娛樂番組を中心とした編成を行う。

ハイビジョン放送については、放送時間を拡大し、1日8時間を基本として彈力的に実施し、ハイビジョンの高画質・高音質の特性を生かした番組を積極的に開発するなど、一層の普及促進を図る。

ラジオ放送については、第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、災害等緊急時に備えた機動力やネットワークを充実させるとともに、ニュース・生活情報を中心に多様な情報を探求する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間とし、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組を提供するとともに、在日外国人向けの番組を編成する。また、FM放送は、1日19時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を中心に、多様なジャンルの音楽番組を提供する。

地域放送については、総合放送の午後6時台を刷新するなど、それぞれの地域に応じたきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実に努めることとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした放送時間により、地域情報番組を提供する。また、地域から全国への情報発信を一層推進する。

テレビジョン音声多重放送については、テレビジョン放送の一部の番組について、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。特に解説放送においては、視聴障害者向けの放送を行う。

テレビジョン文字多重放送については、ニュース、地域情報及び番組ガイド等の各種情報を

提供することも、聴覚障害者向けの字幕番組の拡充を行う。また、衛星第2テレビジョンにおいて字幕放送を開始する。

F.M.文字多重放送については、ニュース、気象情報等の提供を充実する。海外への番組提供については、日本人へ世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人への情報提供を充実する。放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,763億5,667万6千円、番組の編成企画等に120億3,509万1千円で、総額1,883億9,176万7千円である。

イ 放送番組の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これらに要する経費は、565億558万5千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,448億9,735万2千円となり、前年度2,351億5,189万7千円に対して、91億4,595万5千円の増額となる。

(2) 國際放送

日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、音声による国際放送及び映像による国際放送を実施する。

音声による国際放送については、1日65時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実を図る。

映像による国際放送については、北米向けに1日5時間30分程度、欧洲向けに放送時間を拡大して1日4時間40分程度の放送時間とし、ニュース・情報番組及びアジアを多角的に取り上げる番組等を拡充する。

このため、総額66億3,877万3千円となり、前年度64億4,568万6千円に対して、1億9,308万7千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額578億4,140万4千円となり、前年度563億936万円に対して、15億3,204万4千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動を行う。

このため、総額20億3,299万2千円となり、前年度19億8,135万9千円に対して、5,163万3千円の増額となる。

(5) 広報
協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、多様で効果的な経営広報を開くとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額30億2,681万2千円となり、前年度29億4,543万1千円に対して、8,138万1千

円の増額となる。

(6) 調査研究

調査研究については、技術面において、デジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発やハイビジョン壁掛けテレビの実用化に向けた研究を推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。番組面においては、番組視聴状況調査や国民世論調査を実施するなど視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に資する調査研究を行う。

このため、総額80億3,574万4千円となり、前年度79億5,444万9千円に対して、8,129万5千円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,489億1,881万1千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、社会保険料の増等により、総額494億8,507万4千円となり、前年度489億3,074万5千円に対して、5億5,432万9千円の増額となる。

(9) 一般管理

一般管理については、諸税公課の増等により、総額143億3,014万円となり、前年度139億6,084万3千円に対して、3億6,929万7千円の増額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は4億9,100万円、支出は4億1,200万円である。

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成9年度	平成8年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数		25,941,000	26,237,000	△ 316,000
年 度 内 新 創 契 約 件 数		2,241,000	2,107,000	134,000
年 度 内 解 約 件 数		2,516,000	2,423,000	93,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	275,000	316,000	41,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成9年度	平成8年度	増減
年 度 初 頭 免 除 件 数		918,000	880,000	38,000
年 度 内 新 創 免 除 件 数		54,000	78,000	△ 24,000
年 度 内 解 約 件 数		41,000	40,000	1,000
年 度 内 増 加 免 除 件 数	△	13,000	38,000	△ 25,000

(2) 普通契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増減
年度初頭契約件数		694,000	768,000	△ 74,000
年度内新規契約件数		0	5,000	△ 5,000
年度内解約件数		65,000	79,000	△ 14,000
年度内増加契約件数	△	65,000	△ 74,000	9,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増減
年度初頭免除件数		88,000	97,000	△ 14,000
年度内新規免除件数		0	0	0
年度内解約件数		3,000	14,000	△ 11,000
年度内増加免除件数	△	8,000	△ 14,000	11,000

(3) 衛星カラーテレビ契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増減
年度初頭契約件数		8,097,000	7,291,000	806,000
年度内新規契約件数		1,210,000	1,171,000	39,000
年度内解約件数		405,000	385,000	20,000
年度内増加契約件数	△	805,000	△ 806,000	1,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増減
年度初頭契約件数		8,097,000	7,291,000	806,000
年度内新規契約件数		1,210,000	1,171,000	39,000
年度内解約件数		405,000	385,000	20,000
年度内増加契約件数	△	805,000	△ 806,000	1,000

(4) 衛星普通契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増減
年度初頭契約件数		46,000	42,000	4,000
年度内新規契約件数		0	6,000	△ 6,000
年度内解約件数		5,000	2,000	3,000
年度内増加契約件数	△	5,000	4,000	△ 9,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増減
年度初頭免除件数		1,000	1,000	0
年度内新規免除件数		0	0	0
年度内解約件数		0	0	0
年度内増加免除件数	△	0	0	0

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区	分	平成 9 年度	平成 8 年度	増減
年度初頭契約件数		16,000	16,000	0
年度内新規契約件数		0	1,000	△ 1,000
年度内解約件数		0	1,000	△ 1,000
年度内増加契約件数	△	0	0	0

(参考1)
有料契約見込総数

区	分	カラーテレビ	普通契約	衛星カラーテレビ	普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数		25,941,000	694,000	8,097,000	46,000	16,000	34,794,000
年度内増加契約件数	△	275,000	65,000	805,000	△ 5,000	0	460,000
年度末契約件数		25,666,000	629,000	8,902,000	41,000	16,000	35,254,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラーコピー	普通契約	簡易郵便	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	244,000	9,000	34,000	1,000	288,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	△ 1,000	5,000	0	6,000
年度末契約件数	246,000	8,000	39,000	1,000	294,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	4,166,000	20,997,000	778,000	25,941,000
年度内増加契約件数	△ 19,000	△ 180,000	△ 76,000	△ 275,000
年度末契約件数	4,147,000	20,817,000	702,000	25,666,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	177,000	64,000	3,000	244,000
年度内増加契約件数	△ 3,000	5,000	0	2,000
年度末契約件数	174,000	69,000	3,000	246,000

(2) 普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	174,000	486,000	34,000	694,000
年度内増加契約件数	△ 29,000	△ 30,000	△ 6,000	△ 65,000
年度末契約件数	145,000	456,000	28,000	629,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	9,000	9,000	9,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000
年度末契約件数	8,000	8,000	8,000

(3) 衛星カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	550,000	7,265,000	282,000	8,097,000
年度内増加契約件数	△ 33,000	740,000	32,000	805,000
年度末契約件数	533,000	8,005,000	314,000	8,902,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	11,000	22,000	1,000	34,000
年度内増加契約件数	0	5,000	0	5,000
年度末契約件数	11,000	27,000	1,000	39,000

(4) 衛星普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	9,000	35,000	2,000	46,000
年度内増加契約件数	△ 5,000	0	0	△ 5,000
年度末契約件数	4,000	35,000	2,000	41,000

(5) 特別契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	1,000	4,000	11,000	16,000
年度内増加契約件数	0	0	0	0
年度末契約件数	1,000	4,000	11,000	16,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	1,000	1,000
年度内増加契約件数	0	0
年度末契約件数	1,000	1,000

(外) 参照

5 要員計画

区	分	要員	数
事業運営関係		12,784人	202
合計	計	12,986	

(文) 呼
要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内90人の削減を見込んだものである。

平成9年度資金計画

- 1 資金計画の概要
平成9年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入出金総額6,951億3,528万7千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による入金総額6,946億465万4千円をもって実行する。

- 2 入金の部
受信料について、受信料収入予算5,945億38万5千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,904億88万2千円を予定する。
このほか、固定資産売却代金11億1,400万円、放送債券償還積立資産の戻入れ12億8,000万円、国際放送関係等交付金收入19億7,422万1千円、有価証券の売却6649億7,100万円、受取利息その他の入金220億5,918万4千円を見込む。
以上により入金額は、総額6,951億3,528万7千円である。

- 3 出金の部
事業経費5,334億9,295万6千円、建設経費622億円、放送債券の償還12億8,000万円、長期借入金の返還56億5,200万円、出資21億1,800万円、放送債券償還積立資産への繰入れ34億8,800万円、有価証券の購入666億4,500万円、支払利息その他の出金197億2,869万8千円を合わせ出金額は、総額6,946億465万4千円である。
(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高		43,094,000	47,566,656	49,787,995	52,966,390	—
2 入金		187,279,308	132,939,829	197,982,857	176,933,293	695,135,287
受信料		175,349,062	113,947,370	191,880,287	109,224,163	550,400,882
長期借入金		5,652,000	0	0	7,684,000	13,386,000
固定資産売却代金		1,731	191,181	290,742	630,346	1,114,000
放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	1,280,000	1,280,000	

郵政大臣意見

交付金収入 有価証券売却 受取利息その他の入 金	492,301 100,000 5,684,214	493,557 100,000 3,518,723	494,808 49,982,000 5,217,020	493,557 64,971,000 7,639,227
3 出 事業 建 設 經 費	182,806,652 132,939,473	130,719,090 113,449,815	194,773,862 148,437,407	694,604,654 138,616,261
放送債券償還 長期借入金返還 資	4,071,691 0	13,029,101 0	13,742,024 0	62,200,000 31,357,184
放送債券償還 長期借入金返還 資	5,652,000 0	42,250 0	21,150 0	1,280,000 0
放送債券償還 长期借入金返還 資	0	0	0	5,652,000
放送債券償還 长期借入金返還 資	0	0	0	2,118,000
放送債券償還 长期借入金返還 資	0	0	0	3,488,000
放送債券償還 长期借入金返還 資	0	0	0	3,488,000
放送債券償還 长期借入金返還 資	0	0	0	66,645,000
放送債券償還 长期借入金返還 資	0	0	0	19,728,698
放送債券償還 长期借入金返還 資	47,566,656 49,787,395	3,196,488 4,097,924	3,025,281 9,409,005	43,624,633 —
4 期末資金有高	47,566,656 49,787,395	3,196,488 4,097,924	3,025,281 9,409,005	43,624,633 —

日本放送協会平成9年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見
算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。
平成9年2月

日本放送協会平成9年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成9年度收支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適
切なものと認める。
なお、協会は、厳しい財政の現状を深く認識して事業運営の刷新、効率化を徹底するとともに、放
送の国際化及びデジタル化の進展、放送と通信の融合等放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、デジタ
ル化の推進等、我が国の放送の発展のために必要な先導的役割を積極的に果していくべきであり、事
業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配意すべきである。
記

- 1 受信料の公平負担と経営の安定化の観点から契約の締結及び受信料の収納を促進するとともに、
業務の効率化による経費の節減を図ること。
- 2 協会の経営に対し視聴者の十分な理解が得られるよう、衛星放送に係る収支の一層の明確化を
図ることともに、財務内容等の開示を推進すること。
- 3 豊かな放送番組の提供と公正な報道に努めるとともに、災害等に備えた報道・取材体制を充実す
ること。
- 4 横聴障害者向けの字幕放送、解説放送等を計画的に拡充するとともに、難視聴解消目的とす
る放送を十分確保すること。
- 5 デジタル放送の円滑な導入に向けた研究開発に積極的に取り組むこと。
- 6 映像国際放送の充実等を通じた海外への情報発信を一層強化すること。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成9年度收支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件(内閣提出)に関する報告書

本件の目的

本件は、日本放送協会の平成九年度收支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第一項の規定に基づき、國体の承認を求めるものである。

一 本件の要旨
収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算經理の準則を「小す予算総則並びに收支予算の款項別金額を、事業計画は、計画概説、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めてるものであつて、その要点は次のとおりである。

1 収支予算

(1) 受信料の額を次の表のとおり改定する。

契約種別	支払区分	月	額	六か月前払額	十二か月前払額
カラーコード	訪問集金	一、三九五円	七、九五〇円	一五、四九〇円	一九〇円
カラーコード	口座振替	一、三四五円	七、六五〇円	一四、九一〇円	一八〇円
普通契約	訪問集金	九〇五円	五、一九〇円	一〇、一一〇円	一五、一〇円
普通契約	口座振替	八五五円	四、八九〇円	九、五五〇円	一五、五〇円
衛星カラーコード	訪問集金	一一、二九〇円	一一、二九〇円	一六、一〇〇円	一五、五〇円
衛星カラーコード	口座振替	一一、二九〇円	一一、二九〇円	一六、一〇〇円	一五、五〇円

衛星普通契約	訪問集金	月	額	六か月前払額	十二か月前払額
衛星カラーコード	訪問集金	一、一八五円	一、一八五円	一、一八五円	一、一八五円
カラーコード	口座振替	一、一三五円	一、一三五円	一、一三五円	一、一三五円
カラーコード	継続振替	一、一三五円	一、一三五円	一、一三五円	一、一三五円
普通契約	訪問集金	九、四九〇円	一八、五三〇円	九、四九〇円	一八、五三〇円
普通契約	口座振替	九、四九〇円	一九、一一〇円	九、四九〇円	一九、一一〇円
普通契約	継続振替	九、四九〇円	一九、一一〇円	九、四九〇円	一九、一一〇円

(2) 収支予算の見積りは、次のとおりである。

(一般勘定)

(事業収入)

事業支出

六千九百九十九万一千円
六千九百九十九万一千円

官 報 (号外)

<p>事業収支差金</p> <table border="0"> <tr> <td>(資本収支)</td> <td>○円</td> </tr> <tr> <td>資本収入</td> <td>七百四十七億二千八百万円</td> </tr> <tr> <td>資本支出</td> <td>七百四十七億三千八百万円</td> </tr> <tr> <td>資本収支差金 (受託業務等勘定)</td> <td>○円</td> </tr> </table> <p>(事業収支)</p> <table border="0"> <tr> <td>事業収入</td> <td>四億九千百万円</td> </tr> <tr> <td>事業支出</td> <td>四億一千二百万円</td> </tr> <tr> <td>事業収支差金</td> <td>七千九百万円</td> </tr> </table>	(資本収支)	○円	資本収入	七百四十七億二千八百万円	資本支出	七百四十七億三千八百万円	資本収支差金 (受託業務等勘定)	○円	事業収入	四億九千百万円	事業支出	四億一千二百万円	事業収支差金	七千九百万円
(資本収支)	○円													
資本収入	七百四十七億二千八百万円													
資本支出	七百四十七億三千八百万円													
資本収支差金 (受託業務等勘定)	○円													
事業収入	四億九千百万円													
事業支出	四億一千二百万円													
事業収支差金	七千九百万円													
<p>2 事業計画</p> <p>(1) 建設計画</p> <p>衛星放送の継続的・安定的実施に必要な設備の整備を取り進めるとともに、ハイビジョン放送の拡充に伴う設備の整備を行う。また、外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局の建設を行うほか、非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出設備の整備を行う。</p> <p>(2) 事業運営計画</p> <p>(1) 国内放送</p> <p>テレビジョン放送のうち、総合放送は、視聴者の判断のよりどころとなる公正で的確な情報を伝えるとともに、生活感覚を重視した親しまれるニュース・情報番組の一層の充実を図る。あわせて、</p> <p>(2) 国際放送</p> <p>夜間に個性的で創造性豊かな教養・娛樂番組を編成するとともに、二十一世紀を見据えた大型企画番組の開発を行う。衛星放送は、国際情報と国内情報を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。また、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど、文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。ハイビジョン放送は、ハイビジョンの高画質・高音質の特性を生かした番組を積極的に開発するなど、一層の普及促進を図る。</p> <p>(3) 受信料収納</p> <p>受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。</p> <p>(4) 受信対策</p> <p>受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送及びハイビジョン放送受信の積極的な普及活動を行ふ。</p>														
<p>3 資金計画</p> <p>平成九年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による人金総額六千九百五十一億三千五百一十八万七千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額六十九百四十六億四百六十五万四千円をもって施行する。</p> <p>三 本件の議決理由</p> <p>日本放送協会の平成九年度收支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成九年三月十七日</p> <p>衆議院議長 伊藤宗一郎殿 通信委員長 木村 義雄</p>														

〔別紙〕

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めること。

一 協会は、放送に対する視聴者・国民の信頼を確保し、放送倫理の確立を図るため、放送番組審議機関の審議内容、視聴者の意見及び訂正放送制度の運用状況を視聴者に分かりやすい形で積極的に公開するよう努めること。

一 協会は、厳しい財政状況を深く認識して業務の効率化による経費の節減を図るとともに、受信料の公平負担の観点から衛星放送を含む受信者の確実な把握と料金収納の確保に努めること。

一 協会は、視聴者の十分な理解が得られるように、経営の方針を明確にするとともに、関連団体を含む財務内容等の公開を推進すること。

また、衛星放送に係る収支の一層の明確化を図ること。

一 ハイビジョン放送を含む衛星放送については、既存視聴者の利益保護に十分配意して実施すること。

一 協会は、放送・通信の融合化時代にかんがみ、公共放送の先導的役割として、視聴者の立場に配意しつつ、デジタル放送の導入に向けた

新たな放送技術等の研究開発の促進に努めること。

一 視聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等の一層の拡充、番組内容の充実に努めること。

一 映像国際放送については、我が国の実情を的確に諸外国に伝えるものであることを十分認識し、その充実に努めるとともに、関係機関が十分な連携を図りつつ、その在り方についても検討すること。

一 協会は、地域放送の一層の充実・強化に努めることとともに、地域から情報発信の推進に努めること。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成九年一月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定

締約者は、

中東における永続的、公正及び包括的な和平の確立が、長きにわたり暴力による影響を直接受けてきたこの地域の多数の人々の生活を改善することにつながり並びに中東及び北アフリカの経済的、社会的及び人的な開発における劇的な改善への希望を与えることを認識し、和平プロセスにおいてとられる勇気ある政治的な措置が経済的及び社会的な開発の分野における断固たる行動によって支援されなければならないことを認識し、

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この協定は、中東・北アフリカ地域の平和、安定及び開発を強化し及び促進するため、地域的な経済開発及び経済協力を促進する機関として中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立すること並びにその運営について定めることを目的とするものである。我が国がこの協定を締結することに賛するものであり、また、国際開発金融機関による地域の経済開発及び発展のための活動に貢献するとともに、我が國と中東・北アフリカ地域の各国との友好関係を増進する見地からも有意義であると認められる。よって、この協定を締結することをいたしたい。これが、この案件を提出することをいたしたい。

この地域における経済協力及び貿易を改善し並びにこの地域の国際的な経済競争力を高めることを促進し、更に相互協力及び繁栄の新しい時代にこの地域を導くことを確信し、

この地域における経済協力及び貿易の恒久的な場がこの地域における永続的な平和及び繁栄に貢献する重要な要素となり得ることを認識し、この地域の経済発展のための国際協力を強化し、対外投資及び対内投資のもたらす貢献を促進し並びに環境資源の管理を改善することが必要であることを考慮し、

この地域の社会的な及び開発についてのニーズを満たし並びに人権の尊重を促進するため、この地域への生産的かつ平和的な目的のための資本及び技術の流れが増大することを希望し、また、環境保護の必要性に常に留意しつつ、地域的な事業の推進、特に地域経済の効率性を向上させるための経済基盤網の創設のための事業の推進を支援することを希望し、この地域において経済成長を達成し、貧困を軽減し及び全般的な生活水準を向上させるための基礎として強力な民間部門を確立することが必要不

可欠であることを認識し、

物品、サービス及び資本の流れに対する障害を軽減する上での協力並びに良好な経済環境(対外投資及び対内投資の待遇に関する公正なかつ安定した基準の維持を含む。)を達成するための政策を調整する上での協力を通じて、公的部門と民間部門との間の協力関係を作り出すことを希望し、

中東・北アフリカ経済協力開発銀行がこれらの目標を達成する上で重要な役割を果たすことができることを確信して、

次のとおり協定した。

第一章 設立、地位及び目的

第一条 銀行の設立及び地位

この協定により中東・北アフリカ経済協力開発銀行(以下「銀行」という。)を設立する。銀行は、完全な法人格を有し、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴え提起する能力を有する。

第二条 目的

銀行は、中東及び北アフリカにおける基本的な目標である平和、安定及び開発を更に強化し及び促進するため、次のことを目的とする。

(a) 公的な及び民間の外国又は国内の投資及び他の資金を次のことを行うために動員すること。

(i) 地域的な性格を有し又はこの地域に極めて有益な影響を有する事業計画、特に経済基盤の整備に係る事業計画を支援すること。

(ii) この地域における民間部門の成長を支援し及び促進すること並びに民間及び企業家の自発的活動を助長すること。

(iii) 所得水準及び生活水準を向上させ並びに社会的福祉及び貧困の撲滅を支援するため、経済成長及び公平かつ持続的な開発を促進すること。

(iv) この地域における経済協力及び経済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(v) 所得水準及び生活水準を向上させ並びに社会的福祉及び貧困の撲滅を支援するため、経済成長及び公平かつ持続的な開発を促進すること。

(vi) この地域における経済協力及び経済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(vii) この地域における経済協力及び経済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(viii) この地域における経済協力及び経済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(ix) この地域における経済協力及び経済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(x) この地域における経済協力及び経済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xi) この地域における経済協力及び経済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xii) この地域における絏済協力及び経済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xiii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xiv) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xv) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xvi) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xvii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xviii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xix) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xx) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xxi) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xxii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xxiii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xxiv) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xxv) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xxvi) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xxvii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

(xxviii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合することを支援するための場を設けること。

び千九百九十二年十月にマドリッドにおいて開始された和平プロセスを支援すること。

(ii) この地域における経済協力(貿易の自由化並びに貿易に関する障害及び規制の除去を含む)を促進し及びそれぞの経済を世界経済に統合すること。

(iii) 所得水準及び生活水準を向上させ並びに社会的福祉及び貧困の撲滅を支援するため、経済成長及び公平かつ持続的な開発を促進すること。

(iv) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(v) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(vi) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(vii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(viii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(ix) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(x) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xi) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xiii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xiv) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xv) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xvi) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xvii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xviii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xix) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xx) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xxi) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

(xxii) この地域における絏済協力及び絏済政策協調を促進するため並びに域内加盟者がそれぞれの経済を世界経済に統合すること。

とができる。

(c) 総務会は、銀行の資本を五年を超えない間隔を置いて検討する。総務会は、いつでも、特別多数による議決で、銀行の資本を増額することができる。この場合において、加盟者は、優先引受権を有するが、資本の増額分のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

(d) 株式については、方法のいかんを問わず、質に入れ又は担保に供してはならず、また、銀行に譲渡する場合を除くほか、譲渡してはならない。

(e) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(f) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(g) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(h) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(i) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(j) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(k) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(l) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(m) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(n) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(o) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(p) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(q) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(r) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(s) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(t) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(u) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(v) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

(w) 総務会は、(a)の(i)及び(ii)に規定する原則を誓約する者であつて、(a)の規定に従つて原加盟者となることのできない又はならないものを銀行の新たな加盟者として承認することを特別多数による議決で決定することができる。

用約束、経理、投資又は処分に当たり、いかなる時にも、かつ、いかなる点においても、通常財源とは完全に別個なものとする。特別基金のすべての管理費用は、当該特別基金によって負担される。銀行の通常財源は、いかなる場合にも、当初に特別基金財源を使用し若しくはその使用を約束した活動から生じた損失又は債務を負担してはならず、又はこれらを処理するためにおいてはならない。

第七条 通貨の評価

(a) この協定の適用上、いずれかの通貨の価値を他の通貨で決定することが必要となる場合には、銀行は、国際通貨基金と協議した上で合理的にその価値を決定する。

第三章 経済協力

第八条 経済協力フォーラム

(a) 銀行に、その域内加盟者で構成する経済協力フォーラム(以下「フォーラム」という。)を置く。

(b) フォーラムは、討議及び対話並びに適切な場合には合意により、域内加盟者が次のことを行うことができるようにして及び助長することを目的とする。

(i) この地域における経済的資源の効果的利用、社会的福祉、経済成長並びに域内の及び域外との間の財政金融上の安定を促進し、特にこの地域における経済協力を助長すること。

(ii) 相互に緊密に協力し及び適切な場合には協調した行動をとること。

(iii) 企業家の活動に資する環境を作り出すマクロ経済政策、部門別政策及び規制政策を促進すること。

(iv) 地域の経済的な優先度を調整し及び勧告すること。

(v) 適切な場合には銀行の域外加盟者と協力する」と。

(d) 銀行の総裁(以下「総裁」という。)は、フォーラムの運営及び審議のための事務局を設け、及び役務を提供する。当該事務局は、フォーラムの要請に基づいて、適切な場合には他の国際的機関と調整を行い、経済的分析をフォーラムに提供することができる。当該事務局は、銀行業並びに促進するため、並びに特にこの地域における物品、サービス、人及び資本の自由な移動並びに規制制度の調和を助長することにより貿易及び投資の自由化を促進するため、努力を継続すること。

(c) 域内加盟者は、域内から議長を選出し、フォーラムの運営に係る規則及び手続を決定する。この規則及び手続については、閣僚又は専門家の定期的な会合の開催及び適切な場合にはフォーラムの会合への域外加盟者の参加を認めるものとすることができる。域内加盟者は、

フォーラムの目的を達成するため、次のことに同意する。

第四章 金融業務

第九条 金融業務に関する基本原則

(a) 銀行は、その金融業務において、次のことを重視する。

(i) 地域的な性格を有し又はこの地域に極めて有益な影響を有する事業計画、特に経済基盤の整備に係る事業計画を支援すること。

(ii) この地域における民間部門の成長(加盟者の領域内の及び地域的な民間部門の事業計画、合併事業並びに中小企業の活動を含む。)の整備に係る事業計画を支援すること。

(iii) この地域における民間部門の成長(加盟者の領域内の及び地域的な民間部門の事業計画、合併事業並びに中小企業の活動を含む。)の整備に係る事業計画を支援すること。

(iv) 貸付けを行い、貸付けに参加し又は貸付けの保証を行うこと。

(v) 企業の株式又は持分への投資を行うこと。

(vi) 財政金融に関する助言、経済上、管理上、財政金融上及び法律上の問題に関する訓練、研究その他の形式の技術援助を行うこと(銀行は、民間部門の企業を援助するに当たり、当該企業が投資を促進するための機関その他の

(vii) 理事会は、銀行の資産の構成を定期的に検討し、総裁に指針を与える又は適切と認める他の措

置をとることにより、(b)に規定する基本原則の実施を確保する。

第十一条 金融業務の実施の対象となる地域

銀行は、次のことを行う域内加盟者の領域内において金融業務を実施することができる。

(a) 和平プロセスに対する支持を約束し及びこれを促進すること並びに第四条(b)の(i)及び(iv)に規定する原則を遵守すること。

(b) 市場指向型経済並びに民間及び企業家の自発的活動を一般的に通報する責任を有することを目的として、理事会及びフォーラムに対し相互の活動を一般的に通報する責任を有する。

(c) フォーラムは、銀行の他の機関に対していかなる権限も有しない。

第十二条 一般的権限

(a) 理事会は、銀行の目的を達成し及び第九条(a)に規定する金融業務に関する基本原則を実施するため、銀行が慎重な財務管理の慣行及びこの地域の発展するニーズに従って次の権限のいずれか又はすべて行使することを認めることができる。

(i) 貸付けを行い、貸付けに参加し又は貸付けの保証を行うこと。

(ii) 企業の株式又は持分への投資を行うこと。

(iii) 財政金融に関する助言、経済上、管理上、財政金融上及び法律上の問題に関する訓練、研究その他の形式の技術援助を行うこと(銀行は、民間部門の企業を援助するに当たり、当該企業が投資を促進するための機関その他の

(iv) 貸付けを行い、貸付けに参加し又は貸付けの保証を行うこと。

(v) 企業の株式又は持分への投資を行うこと。

(vi) 財政金融に関する助言、経済上、管理上、財政金融上及び法律上の問題に関する訓練、研究その他の形式の技術援助を行うこと(銀行は、民間部門の企業を援助するに当たり、当該企業が投資を促進するための機関その他の

<p>について当該企業を支援することができ る。</p> <p>(b) 銀行は、次のもとに支援を提供するため、そ の権限を行使することができる。</p> <p>(i) 加盟者の領域内の民間部門の企業</p> <p>(ii) この地域にとって著しい経済的利益を有 し、かつ、民間部門の参加に特に重点を置い た経済基盤の整備その他の事業計画</p> <p>(iii) 民営化の過程にある国有企业。ただし、そ の企業が競争的な市場環境において補助金を 受けずに自律的に活動し、かつ、破産法の適 用を受ける場合に限る。</p>	
<p>第十二条 他の資本財源の動員</p> <p>(a) 銀行は、合理的であると認める条件で申請人 が他の資金源から十分な資金供与又は便宜を受 けることができる場合には、いかなる資金供与 又は便宜の供与も行つてはならない。</p> <p>(b) 他の民間の又は公的な資本を動員するに當た り、銀行は、</p> <p>(i) 資金供与を行う事業計画に対して多数民間 機関、商業銀行又はその他の関心を有する資 金源によつても資金が供与されることを確保 する。ただし、理事会が別段の決定を行つ場 合を除く。</p> <p>(ii) 株式又は持分への投資において、関係企業 の支配力を取得しようとしてはならず、及び 銀行が投資した企業を支配し又は直接その經 營の責任を負つてはならない。ただし、当該</p>	
<p>(a) 銀行が通常業務として行う貸付け、株式又は 持分への投資及び保証の現在高額度が銀行の通 常資本財源に含まれる賃損されていない応募資 本、準備金及び剰余金の合計額を超えること となる場合には、いかなる時にも当該現在高額 度を増額してはならない。理事会は、このよう な制限が保証されるための基準及び手続を決定 する。</p> <p>(b) 銀行は、輸出信用のための保証を行つては ならない。銀行が行い又は保証したすべての 貸付け及び銀行が行う株式又は持分へのすべて の投資は、特定された事業計画のためのも のとする。銀行は、速やかに資金の支出が行わ れる政策支援型の貸付けに従事してはならな い。</p>	
<p>第十三条 業務に対する一般的制限</p> <p>(a) 銀行が通常業務として行う貸付け、株式又は 持分への投資及び保証の現在高額度が銀行の通 常資本財源に含まれる賃損されていない応募資 本、準備金及び剰余金の合計額を超えること となる場合には、いかなる時にも当該現在高額 度を増額してはならない。理事会は、このよう な制限が保証されるための基準及び手續を決定 する。</p> <p>(b) 貸付け又は貸付けの保証の受益人が加盟者自 身でなく加盟者の機関である場合には、銀行 は、当該加盟者又はその公的機関で銀行が受諾 することのできるものが貸付けの条件に従つた 元本の償還並びに利息及び手数料の支払を保証 することを要求することができる。</p>	
<p>第十五条 環境上の義務</p> <p>銀行は、その活動のすべての範囲において環境 上健全なかつ持続的な開発を促進し、及び適切な 環境評価についての手続を設ける。</p> <p>第十六条 加盟者の領域内における資金 供与</p> <p>銀行は、加盟者の反対があるときは、その加盟 者の領域内の事業に資金供与を行つてはならな い。</p> <p>第十七条 金融業務を行うための手段に 関する条件</p> <p>(a) 銀行は、理事会の設ける規則に従つて貸付契 約及び保証契約の条件を定める。銀行は、こ の条件を定めるに当たり、銀行の収入を確保 する必要性を十分に考慮に入れる。銀行は、 その保証したいかかる貸付けについてもその總 額又はその損失の全部を補てんしてはならな い。</p>	
<p>たり、借入人及び、その保証人がある場合に は、当該保証人が貸付契約に基づくその債務を 履行することができる見込みにつき、妥当な考 慮を払う。</p> <p>(b) 銀行は、個々の企業に投資するに当たり、當 該企業の要求、銀行が負担する危険及び民間投 資者が類似の投資を行うに際し通常確保する條 件を考慮して、銀行が適当と認める条件に従つ て投資を行う。</p> <p>(c) 総裁は、銀行が貸付け、保証又は株式若しく は持分への投資を行う前に、職員による審査に はづくこれらの申請に関する報告書を意見を付 して理事会に提出する。理事会は、理事会が採 択する手続規則に従つて当該申請について決定 を行う。</p> <p>(d) 貸付け又は貸付けの保証の受益人が加盟者自 身でなく加盟者の機関である場合には、銀行 は、当該加盟者又はその公的機関で銀行が受諾 することのできるものが貸付けの条件に従つた 元本の償還並びに利息及び手数料の支払を保証 することを要求することができる。</p> <p>第十八条 貸付けの支払、調達及び事後 措置</p> <p>(a) 銀行は、直接貸付けを行つ場合には、支出が 実際に生じたときにその支出に充てるためにの み借入人が資金を引き出すことを認める。</p> <p>(b) 銀行は、金融業務において、物品及びサービ スのいかなる加盟者からの調達についても制限 を課してはならず、かつ、適当な場合にはいつ でも、国際入札を行つことを条件として貸付け その他の業務を行う。</p> <p>(c) 銀行は、銀行が行い、保証し若しくは參加し た貸付けの資金又は銀行が行う株式若しくは持 分に投資した資金が、その貸付け又は投資が行 われた目的のためにのみ使用されると並びに その使用に当たり經濟性及び有效性の問題に妥 当な注意が払われることを確保するため、必要 な措置をとる。</p>	

第五章 その他の権限及び雑則

第十九条 借入れその他の権限

銀行は、この協定において別に規定する権限のほか、次の権限を有する。

(a) 加盟者の領域内又はその他の場所において資金を借り入れること。もとより、加盟者は、この協定の当事者となる日又は当該加盟者が決めるそれよりも遅い日のいずれかに、次のことを行なうこと。

銀行に通告することができるものとする。

(i) 銀行は、その債務証書をその加盟者の市場において売却するに先立ち、その加盟者の承認を得なければならないこと。

(ii) 銀行は、その債務証書がその加盟者の通貨で表示される場合には、その加盟者の承認を得なければならないこと。

(b) 業務上必要としない資金を投資し又は預金する。

(c) 銀行が発行し、保証し又は投資した証券を流通市場において売買すること。

(d) 銀行が投資している証券の売却を容易にするためにその証券を保証すること。

(e) 第一条に規定する目的を推進するために必要な又は適切な範囲内で、その他の権限を行使し及び規則を採択すること。

(f) いずれかの公的又は私的な団体と協力に関する取決めを締結すること。

第二十条 証券面の記載
銀行が発行し又は保証する各証券には、いかな

る政府又は加盟者の債務でもない旨の日につきやすい記載をその証券面に行なう。ただし、実際にいずれか特定の政府又は加盟者の債務である場合に、この限りでないものとし、この場合には、その旨を記載する。

第二十一条 通貨の自由な使用

加盟者は、銀行による次のものの受領、保有、使用又は移転に関し、いかなる制限も課してはならない。

(a) 第五条の規定に従い、銀行の資本への応募額の払込みとして銀行が受領する通貨

(b) 銀行が借入によって取得する通貨

(c) 特別基金への拠出として銀行が管理する通貨その他の財源

(d) (a)から(c)までに定めるいずれかの資金から行われた貸付け、投資若しくは保証に係る元本、利子、配当、保険料若しくは手数料として、当該資金から行われた投資の処分による収入として又は貸付手数料、保証料若しくは他の手数料として銀行が受領する通貨

(e) 第二十二条 総則

(f) 銀行は、あらゆる状況の下でその財政上の義務を履行する能力を維持することを目標としつつ、慎重な財務管理の慣行を遵守する。

(g) 銀行の加盟店に対する分配については、銀行の資本における各加盟店の株式に比例して

行なう。ただし、その株式数の計算においては、当該株式に係る会計年度の終了する時までに

及び約束手形によって受領した払込みで現金化するものとし、銀行は、年次報告書を作成し、理事会の承認を得る。

されたもののみを考慮する。各加盟者に対する支払及びそれを受領した加盟者によるその使用は、いかなる加盟者からも制限を受けない。

第二十五条 予算

総裁は、銀行の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十六条 報告書

(a) 銀行は、監査済みの財務状況書及び銀行の業務の結果を示す損益計算書を含む年次報告書を公表し、並びに会計状況の概要書を三箇月以内の期間ごとに理事會に送付する。

(b) 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表する。

(c) この条の規定により用意されたすべての報告書及び文書については、銀行の加盟店に配布する。

(d) この条の規定により用意されたすべての報告書及び文書については、銀行の加盟店に配布する。

(e) 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表する。

(f) 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表する。

(g) 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表する。

(h) 銀行は、毎年、その活動による環境への影響について報告するものとし、銀行の目的を推進するために望ましいと認めるその他の報告書を公表する。

第七章 組織及び運営

第二十七条 銀行の機構

銀行に、フォーラムのほか、総務会、理事会、総裁並びに銀行が定める任務を遂行するための役員及び職員を置く。

銀行に、フォーラムのほか、総務会、理事会、総裁並びに銀行が定める任務を遂行するための役員及び職員を置く。

第二十八条 総務会

(a) 銀行のすべての権限は、この協定に基づき特に他の内部機関に与えるものを除くほか、総務会に属する。総務会は、次の権限を除くほか、

- その権限の行使を理事会に委任することができる。
- (i) 総裁を選出し並びにその給料及び勤務に関する契約の条件を定めること。
- (ii) 総裁の退任を決定すること。
- (iii) 新たな加盟者の加盟を承認し及びその加盟の承認の条件を定めること。
- (iv) 加盟者の資格を停止すること。
- (v) 資本の増額又は減額を決定すること。
- (vi) 理事会が行ったこの協定の解釈又は適用に関する異議の申立てを裁決すること。
- (vii) 理事を選出すること。
- (viii) 理事及び理事代理に対する手当を決定すること。
- (ix) 監査済みの年次会計報告を承認すること。
- (x) 銀行の純益の割当て及び分配を決定すること。

- (xi) 銀行のすべての又は実質的にすべての資産を売却すること。
- (xii) 業務を終了し及び銀行を清算すること。
- (xiii) 第五十一条の規定により加盟者に資産を分配すること。
- (xiv) この協定(付表及び附属書を含む)を改正すること。
- (b) 各加盟者は、総務会に代表者を出すものとし、総務一人及び総務代理一人を任命する。総務及び総務代理は、任命した加盟者が任意に定めるところに従つて勤務し、銀行からの実費のみ弁償又は報酬を受けない。総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。総務会は、創立総会において及びその後毎年又は総務会が決める間隔を置いて総務のうちの一人を議長に選出するものとし、議長は、次の議長が選出されるまで在任する。

- (c) 総務会は、総務会が定めるところにより又は理事会の招集により会合を開催する。理事会は、銀行の五以上の加盟者又は加盟者の総投票権数の四分の一以上の投票権を有する加盟者が要請したときは、総務会を招集する。総務会の会合の定足数は、総務の過半数であつて加盟者の総投票権数の三分の一以上を代表するものとする。
- (d) 総務会及び権限を与えたされた範囲内で理事会は、銀行の業務を運営するために必要な又は適当な規則及び補助機関を探査し及び設置することができる。
- (e) 授権資本の少なくとも四パーセントを出資している又はそれ以上の加盟者を代表する総務は、共同で理事一人を選出することができる。
- (f) 授権資本の少なくとも四パーセントを出資している又はそれ以上の加盟者を代表する総務は、議長が自己の発意によって又は三人の理事の要請に基づいて行う招集により会合の総選挙の後にこの協定の当事者となつた加盟者を代表する場合には、これらの総務により選出された理事の任期は、当該総選挙で選出された理事と同じ任期とする。理事は、自己が不在である場合又は任務を遂行することができない場合に自己に代わつて行動する完全な権限を有する理事代理一人を任命することができます。

- (g) 理事は、二年間住むものとし、引き続くことができる。
- (h) この地域における経済協力の進展について総務会に定期的に報告すること。
- (i) フォーラムのための財源を含む銀行の予算を承認すること。
- (j) この地域における経済協力の進展について総務会に定期的に報告すること。
- (k) 総務会による投票の過半数を選出する。選出には、当該総務による投票の過半数を選出する。理事が任期の満了前百八十日を超える期間欠員となつた場合には、前任の理事を選出する。理事が任期の満了前百八十日を超えた総務は、残任期間のために後任者を選出する。選出には、当該総務による投票の過半数を選出する。後任者が選出され、かつ、着任するまで在任する。理事が任期の満了前百八十日を超えた総務による投票により残任期間のため後任者を選出する。選出には、当該総務による投票の過半数を選出する。欠員の間は、前任の理事が任命した理事代理は、理事代理を任命する権限を除くほか、投票権を有しない。
- (l) 総裁は、当然に理事長となるが、可否同意の場合は、決定投票を除くほか、投票権を有しない。
- (m) 理事会は、議長が自己の発意によって又は三人の理事の要請に基づいて行う招集により会合の総選挙の後にこの協定の当事者となつた加盟者を代表する場合には、これらの総務により選出された理事の任期は、当該総選挙で選出された理事と同じ任期とする。理事は、自己が不在である場合又は任務を遂行することができない場合に自己に代わつて行動する完全な権限を有する理事代理一人を任命することができます。
- (n) 理事会は、特定の金融業務を承認するための手続についても定めることができる。理事会は、特定の金融業務を承認するための手続についても定めることができる。

官 報 (号) 外

(f) 理事会は、継続的に会合せず、かつ、銀行に常設しないものとし、理事は、銀行からの報酬又は実費の弁償を受けないものとする。総務会は、総務会が決定した条件に従って、特別多数による議決で、銀行に常設されない理事会を一人以下の理事により構成される常設の理事会に代えることができる。

第三十条 総裁、役員及び職員

(a) 総裁は、理事会の指揮の下に銀行の経常的業務を行い、及び銀行の法律上の代表者となる。総裁は、役員及び職員の組織及び任免の責任を負う。役員及び職員の任命に当たっては、能率及び技術的能力が最も重要であるが、総裁は、この地域からの採用に妥当な注意を払った上、加盟者間の広範な地理的基礎に基づいて採用することについても妥当な考慮を払う。

(b) 総務会は、総務の総数の過半数であつて加盟者の総投票権数の過半数を代表するものによる投票により総裁一人を選出する。総裁は、在任期間中、総務、理事、総務代理又は理事代理であつてはならない。総裁の任期は、五年とするものとし、一回に限り再選されることができ。ただし、総裁は、総務会が特別多数による議決で決定する場合には、退任する。総裁がいざかの理由により欠員となつたときは、総務会は、この(b)の規定に従い五年を限度とする期間で後任者を選出する。総務会は、総裁の給料及び勤務に関する契約の条件を定める。

(c) 銀行、総裁並びに役員及び職員は、決定を行った場合には、銀行の目的及び業務に関連した考慮にのみ基づいて行う。これらの考慮に当たっては、銀行の目的を達成し及び遂行するため、公平に比較衡量を行う。銀行の総裁並びに役員及び職員は、職務の遂行に当たり、銀行に対するのみ責任を負い、その他の当局に対しても責任を負わない。銀行の各加盟者は、この責任の国際的な性格を尊重し、これらの者の職務の遂行に影響を及ぼすいかなる企図も差し控えなければならない。

第三十一条 投票

(a) 各加盟者の投票権数は、銀行の資本における当該加盟者の応募済株式数に等しいものとする。加盟者が第五条の規定に基づき応募した株式の払込部分に關し、払込期限が到来した額のいずれかの部分を払い込んでいない場合には、当該加盟者は、その未払が繼續する限り、払込期限の到来した未払額が銀行の資本における当該加盟者の応募済株式の払込部分の総額に対して占める割合に等しい割合の投票権数を行使することができない。

(b) 各総務は、総務会における投票において、自己が代表する加盟者の票を投する資格を有する。この規定に別段の明文の規定がある場合を除くほか、総務会が決定すべきすべての事項は、投票した加盟者の投票権数の過半数によって決定する。

(c) 各理事は、理事会における投票において、自己を選出した総務が資格を有する票数を投票する資格を有する。二以上の加盟者を代表する理事は、自己が代表する二以上の加盟者の票を分割して投することができる。この協定に別段の明文の規定がある場合を除くほか、理事会が決定すべきすべての事項は、投票した理事の投票権数の過半数によって決定する。

第三十二条 所在地

(a) 銀行の主たる事務所は、エジプト・アラブ共和国のカイロに置く。

(b) 銀行は、理事会の特別多数による議決による決定に基づいてのみ、代理事務所又は支所を銀行の加盟者の領域内に設けることができる。

(i) 加盟者又は加盟者を代理し若しくは加盟者の領域内の管轄裁判所にのみ提起することができる。銀行に対する次の訴えは、提起することができない。

(ii) 加盟者又は加盟者を承継した者による訴えから請求権を承継した者による訴え

第三十三条 寄託所及び連絡経路

(a) 各加盟者は、銀行が保有する当該加盟者の通貨その他の銀行の資産の寄託所として、その中央銀行又は銀行との合意によって定める他の機関を指定する。

(b) 各加盟者は、銀行がこの協定の下で生ずる事項に關して連絡することができる適当な公的機關を指定する。銀行が行為をする前に加盟者の同意を必要とする場合において、銀行が当該行為の提案を当該加盟者に通告するに当たって定められた期間内に当該加盟者が異議を申し立てないときは、同意が与えられたものとみなす。

第八章 特権及び免除 第三十四条 この章の目的

銀行がその任務を遂行することができるようになるため、銀行に対し、この章に規定する特権及び免除を加盟者の領域において与える。

第三十五条 訴訟手続 銀行に対する訴えについては、第四十三条の規定の対象とされている訴えを除くほか、銀行の事務所がある加盟者又は銀行が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるために代理人を任命している加盟者の領域内の管轄裁判所にのみ提起することができる。銀行に対する次の訴えは、提起することができない。

(i) 加盟者又は加盟者を代理し若しくは加盟者の財産及び資産は、銀行に対する裁判又は仲裁判断の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押又は強制執行を免除される。

第三十六条 資産 第三十七条 資産

(a) 特別基金の資産を含む銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による検索、微発、没収、收用その他あらゆる形式の押収を免除される。

(b) 銀行のすべての財産及び資産は、この協定に基づいて業務を遂行するために必要な範囲内で、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラ

官報(号外)

トリアムも課されない。

第三十七条 文書及び通信

(a) 銀行の文書は、所在地のいかんを問わず、不可侵とする。

(b) 各加盟者は、銀行の公用通信に対し、他の加盟者の公用通信に対して与える待遇と同一の待遇を与える。

第三十八条 銀行の構成員

(a) 銀行の総務、理事、総務代理、理事代理、役員及び職員、銀行のための任務を遂行する専門家並びに総裁は、次の特権及び免除を享受する。

(i) 公的資格で行う行為についての訴訟手続か

らの免除並びにこれらの者の公用の書類及び文書の不可侵。ただし、当該免除は、これら

の総務、理事、総務代理、理事代理、役員、職員、専門家又は総裁が引き起こした道路交通事故から生ずる損害の場合における民事責任については、適用されない。

(ii) これらの者が当該加盟者の国民でない場合

には、当該加盟者が他の加盟者の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出人国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜

(iv) 加盟者が他の加盟者の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇

(b) 銀行の主たる事務所、他の事務所又は代理事務所が置かれる加盟者の領域内に居住する総裁、役員、職員及び銀行のための任務を遂行する専門家の配偶者及び直接の被扶養者は、可能な限り、当該加盟者の法律に従い、当該加盟者の領域内で就職する機会を与える。

第三十九条 租税

(a) 銀行、その資産、財産及び収入並びにこの協定に基づいて認められる銀行の業務及び取引については、すべての内国税及び関税を免除する。銀行は、公租公課の徵収又は納付の義務についても免除される。

(b) 銀行が総裁、役員及び職員に支払う給料、手当その他の給与に対し、又はこれらに関することは、いかなる課税も行ってはならない。ただし、加盟者がその市民又は国民に銀行から支払われる給料その他の給与に対して自國及びその行政区画が課税する権利を留保する旨の宣言を

この章に規定する免除、課税免除及び特権についても、銀行の利益のために与えられるものとし、銀行の利益を害さない場合には、銀行が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。総裁は、銀行の役員、職員又は専門家に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、

銀行の利害を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、当該免除を放棄する。これと同様の状況の下において及び同一の条件により、総務会は、総裁に関する免除、特権又は課税免除を放棄する権利及び義務を有する。

收又は徵収の義務を免除される。

(c) 銀行が発行し又は保証する債務証書その他の証書(その配当又は利子を含む。)に対しては、

及び債務証書その他の証書の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は銀行が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税のいずれも行ってはならない。

第四十条 この章の規定の適用

各加盟者は、この章に規定する原則を各自の法律において実施するためにその管轄内で必要な措置を速やかにとり、かつ、その措置の詳細を銀行に通報する。

第四十一条 放棄

この章に規定する免除、課税免除及び特権については、銀行の利益のために与えられるものとし、銀行の利益を害さない場合には、銀行が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。総裁は、銀行の役員、職員又は専門家に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、

銀行の利害を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、当該免除を放棄する。これと同様の状況の下において及び同一の条件により、総務会は、総裁に関する免除、特権又は課税免除を放棄する権利及び義務を有する。

銀行と脱退した旧加盟者は、資格を停止された加盟者との間の紛争は、前条の規定の適用を妨げることなく、附屬書Aに定める手続に従って解決する。

銀行と脱退した旧加盟者は、資格を停止された加盟者との間の紛争は、前条の規定の適用を妨げることなく、附屬書Aに定める手続に従って解決する。

第十章 改正

第四十四条 総則

総務会は、特別多数による議決でこの協定(付表及び附屬書を含む。)を改正することができる。

ただし、第五条及び第五十二条に定める優先受権に関する規定、第四十六条(脱退)並びに付表A第二条(I)(責任の限度)の改正は、すべての加盟者の賛成投票を必要とする。

第九章 紛争の解決

第四十五条 手続

(a) この協定の規定の解釈及び適用について加盟者と銀行との間又は加盟者相互の間に生ずる疑義については、決定のため理事会に提出する。

提案は、加盟者、総務又は理事のいずれによるも

理事会に直接の代表者を有していないものは、当該疑義が審議されるすべての理事会の会合に自己の代表を出席させることができる。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行った場合には、いずれの加盟者も、当該決定に係る疑義を総務会に付託することを要求する」とができないものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。銀行は、総務会への付託の結果が判明するまでの間、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第四十三条 銀行と脱退した旧加盟者又

は資格を停止された加盟者

との間の紛争

銀行と脱退した旧加盟者は、資格を停止された加盟者との間の紛争は、前条の規定の適用を妨げることなく、附屬書Aに定める手続に従って解決する。

銀行と脱退した旧加盟者は、資格を停止された加盟者との間の紛争は、前条の規定の適用を妨げることなく、附屬書Aに定める手続に従って解決する。

のであつても、理事会議長に送付されるものとし、議長は、この提案を理事会に提出する。改正案は、理事会が支持した場合には、承認を得たために総務会に提出される。改正が総務会により正当に採択された場合には、銀行は、すべての加盟者にあてた公式の通報によってこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる日を明示しない限り、公式の通報の日の後九十日すべての加盟者について効力を生ずる。

第十一章 脱退、資格停止及び業務の終了

第四十六条 脱退

加盟者は、自らについてこの協定が効力を生じた日の後三年を経過した後は、銀行の主たる事務所に対して書面による通告を行うことにより、いつでも銀行から脱退することができる。脱退は、銀行が当該通告を受領した日の後九十日で効力を生ずる。加盟者は、脱退の効力が生ずる前はその通告を撤回することができる。

第四十七条 資格停止

(a) 総務会は、加盟者がこの協定に基づくいずれかの義務を履行しない場合には、特別多数による議決で、当該義務を履行しない加盟者の資格を停止することができます。

(b) 加盟者は、資格停止中は、この章及び第九章に定める脱退する権利その他の権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利も有しないが、引き続きすべての義務に服さなければならぬ。

(c) 資格を停止された加盟者は、その資格停止の日から一年で自動的に加盟者でなくなる。ただし、総務会が資格停止期間の延長又は当該加盟者の資格の回復を決定する場合には、この限りでない。

日から一年で自動的に加盟者でなくなる。ただし、総務会が資格停止期間の延長又は当該加盟者の資格の回復を決定する場合には、この限りでない。

第四十八条 旧加盟者の権利及び義務

(a) 加盟者でなくなった場合においても、旧加盟者は、加盟者でなくなる前に効力を有していたこの協定に基づく当該旧加盟者のすべての義務（偶発債務についてのものを含む。）について引き続き責任を有する。

(b) 銀行は、(a)の規定の適用を妨げることなく、旧加盟者と債権及び債務を決済するための取締りを締結する。この取締りは、総務会の承認を受けるものとする。

第四十九条 業務の検討及び終了並びに資産の売却

(a) 総務会は、創立総会の後十年目の年に銀行業務の根本的な検討を行ふ。

(b) 総務会による検討の後又はその他の場合においても、総務会は、特別多数による議決で、銀行の業務を終了することができる。

(c) 総務会は、特別多数による議決で、銀行の貸付債権を含むすべての又は実質的にすべての銀行の資産を売却することができる。ただし、そ

取締りがあることを条件とする。

第五十条 業務を終了する場合における債権者その他の者の保護

銀行が業務を終了する場合には、
 (a) 銀行は、その資産の秩序ある換価、保全及び管理並びにその債務の決済に付随する活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。

(b) 銀行は、債権者（保証契約に基づく債権者を含む。）のすべての請求権の履行が完了するまでの間、繼續する。

(c) 銀行は、債権者（保証契約に基づく債権者を含む。）に対するすべての債務についてこれを履行又はその将来の履行に備えるために迅速かつ適当な措置をとる。

第五十一条 加盟者への分配

(a) 銀行が、第四十九条(b)の規定に基づく決定を行い、前条の(a)及び(c)の規定に従った措置をとった後又は第四十九条(c)の規定により銀行のすべての若しくは実質的にすべての資産を売却した後に、総務会は、特別多数による議決で、応募資本に占める各加盟者の持分の割合に応じた加盟者への分配を決定することができる。

(b) 「特別多数」とは、総投票権数の八十分の一以上の賛成票をいう。

(c) 銀行の「通常財源」には、次のものを含む。
 (i) 株式の払込部分及び請求払部分を含む銀行の授権資本

(d) 第十九条(a)の規定によって与えられた権限に基づき銀行が借り入によって調達した資金(ii) (i)及び(ii)に定める財源で行われた貸付け又は保証に係る返済によって得た資金及び当該財源で行われた株式又は持分への投資の処分による収入

(iv) (i)から(iv)までに定める財源で行われた貸付け及び株式又は持分への投資から生ずる収入並びに当該財源に基づいた保証から生ずる収入

とを必要としない。資産の分配については、すべて、総務会が決定する時期に及び総務会が公正かつ公平と認める方法で行う。

(b) 銀行は、特別基金の残余の資産を関連する合意に基づき分配する。

第十二章 定義及び最終規定

第五十二条 定義

(a) 「優先引受け権」とは、加盟者が、総務会が決定する一定の条件に従い、資本の増額の直前において自己の応募額が応募済資本の総額に対して占める割合に等しい割合で資本の増額分について応募する適当な機会を与えるこという。

(b) 「特別多数」とは、総投票権数の八十分の一以上の賛成票をいう。

(c) 銀行の「通常財源」には、次のものを含む。
 (i) 株式の払込部分及び請求払部分を含む銀行の授権資本
 (ii) 第十九条(a)の規定によって与えられた権限に基づき銀行が借り入によって調達した資金
 (iii) (i)及び(ii)に定める財源で行われた貸付け又は保証に係る返済によって得た資金及び当該財源で行われた株式又は持分への投資の処分による収入
 (iv) (i)から(iv)までに定める財源で行われた貸付け及び株式又は持分への投資から生ずる収入並びに当該財源に基づいた保証から生ずる収入

官報(号外)

- (v) 銀行が受領するその他の資金又は収入で
あつて、(d)に規定する銀行の特別基金財源の
一部を構成しないもの
- (d) 「特別基金財源」とは、特別基金の財源をい
い、次のものを含む。
- (i) 銀行がいずれかの特別基金に繰り入れたた
めに受け入れる資金
- (ii) いずれかの特別基金の財源から行われた貸
付け又は保証に関して返済された資金及び当
該財源から行われた株式又は持分への投資か
らの収入であつて、当該特別基金を規律する
合意に従つて当該特別基金によって受領され
たもの
- (iii) 特別基金の財源を運用することによって得ら
れる収入

第五十三条 署名、批准、受諾又は承認
及び効力発生

(a) この協定は、ニューヨークにある国際連合
本部において、付表Aに掲げるすべての加盟予
定者による署名のために開放しておく。この協
定は、署名者により、自己の手続に従つて批准
され、受諾され又は承認されなければならな
い。

(b) この協定の批准書、受諾書又は承認書及び
この協定の改正については、この協定の寄託者
として行動する国際連合事務総長(以下「寄託
者」という。)に寄託する。寄託者は、署名者に

- (c) この協定は、付表Aに掲げる当初の応募額の
総額の六十五パーセント以上を代表する署名者
がそれぞれの批准書、受諾書又は承認書の寄託
を完了した日に効力を生ずる。
- (d) この協定が効力を生じた後に批准書、受諾書
又は承認書を寄託する加盟予定者については、
この協定は、その寄託の日に効力を生ずる。
- (e) この協定が署名のために開放された後二年以
内に効力を生じない場合には、寄託者は、将来
の行動方針を決定するため、関係者の会議を招
集する。

第五十四条 創立総会

- (a) この協定が効力を生じたときは、寄託者は、
総務会の創立総会を招集する。この総会は、こ
の協定が効力を生じた日から六十日以内に又は
その後できるだけ速やかに銀行の主たる事務所
において開催する。
- (b) 総務会は、創立総会において、次のことを行
う。
- (i) 総裁及び理事を選出すること。
- (ii) 銀行の業務の開始の日を決定するための措
置をとること。
- (iii) 銀行の業務の開始の準備のために必要と認
められるその他の措置をとること。
- (iv) 銀行は、その業務の開始の日を加盟者に通報

する。

第五十五条 登録

寄託者は、国際連合憲章第百二条の規定及びこ
れに基づいて国際連合総会が採択した規則によ
り、この協定を国際連合事務局に登録する。

千九百九十六年八月二十八日に、英語により本
書一通を作成した。

り、この協定を国際連合事務局に登録する。

加 盟 者	株 式 総 数	(特 別 引 出 権)	(特 別 引 出 権)
域外加盟者			
オーストリア	三三三、八七〇	八、三四六、七五〇	一二五、〇四〇、二五〇
カナダ	九一八、一四三	一三一、九五三、五六三	六八、八六〇、六八八
サイプラス	八三、四六八	二、〇八六、七〇〇	六、二六〇、一〇〇
ギリシャ	六六七、七四〇	一六、六九三、五〇〇	五〇、〇八〇、五〇〇
イタリア	一、六六九、三五〇	四一、七三三、七五〇	一二五、二〇一、二五〇
日本国	三、一七一、七六五	七九、二九四、二五〇	一三三、七八八、二三七五
大韓民国	四一七、三三八	一〇、四三三、四五〇	三一、三〇〇、三五〇
マルタ	八三、四六八	二、〇八六、七〇〇	六、二六〇、一〇〇
オランダ	一、一六八、五四五	二九、二二三、六二五	八七、六四〇、八七五
ロシア	二、〇〇三、二二〇	五〇、〇八〇、五〇〇	一五〇、二四一、五〇〇
トルコ	三三三、八七〇	八、三四六、七五〇	二五、〇四〇、二五〇
アメリカ合衆国	七七〇一、二七〇	一七五、二八一、七五〇	五三五、八四五、二五〇
域内加盟者			
アルジェリア	六六七、七四〇	一六、六九三、五〇〇	五〇、〇八〇、五〇〇
エジプト・アラブ共和国	一、一三五、四八〇	三三、三八七、〇〇〇	一〇〇、一六一、〇〇〇
イスラエル	一、三三五、四八〇	三三、三八七、〇〇〇	一〇〇、一六一、〇〇〇
ジョルダン	一、三三五、四八〇	三三、三八七、〇〇〇	一〇〇、一六一、〇〇〇
モロッコ	六六七、七四〇	一六、六九三、五〇〇	五〇、〇八〇、五〇〇
パレスチナ暫定自治政府	一、一三五、四八〇	三三、三八七、〇〇〇	一〇〇、一六一、〇〇〇
テュニジア	六六七、七四〇	一六、六九三、五〇〇	五〇、〇八〇、五〇〇

第二条 払込み

(a) 当初の資本の株式に関する加盟者のすべての払込義務については、一千九百九十五年八月一日から一千九百九十五年十月三十日までの期間の特別引出権の自由利用可能通貨又は欧洲通貨単位による表示額の平均値を基準として履行する。

(b) 原加盟者は、応募した株式の払込部分を二十分セントずつの五回の分割払により払い込む。各加盟者は、この協定がその加盟者について効力を生ずる日から九十日以内に最初の分割払の額を払い込み、残りの四回の分割払の額については、順次、前回の分割払の額の払込期限が到来した日から一年後に各加盟者の各自の法律上の要件に従って払い込む。

(c) 株式の払込部分のそれぞれの分割払の額は、現金により又は自由利用可能通貨若しくは欧洲通貨単位により表示される譲渡禁止かつ無利子の約束手形若しくはこれに類する債務証書であって、銀行の債務若しくは業務上の必要性を履行するために理事会の決定に従って比例的に現金化されるものにより払い込まれる。

(d) 銀行の資本の請求払部分に対する応募額の払込みについては、銀行の債務を履行するために必要な場合に限り、払込請求に応じて行う。応募額の未払込部分の払込請求は、すべての株式

について一律に行う。銀行は、払込請求により受領した額が当該払込請求を必要とした債務を履行するためには、受領総額が当該債務を履行するために十分なものとなるまで、未払込みの応募額について引き続き払込請求を行うことができる。

第三条

(e) 現金による応募額の払込みについては、自由利用可能通貨で行う。この条の規定の適用上、自由利用可能通貨とは、国際通貨基金が自由に利用可能と認めた通貨をいう。

(f) 株式に基づく責任は、発行価格の未払込部分相当額を限度とする。

附属書 A 仲裁

第一条

この附属書の対象とされている紛争の両当事者は、仲裁に付する前に交渉によって紛争を解決するよう努める。交渉開始の要請の日から百二十日以内に当事者間で解決することができなかつた場合には、交渉は、尽くされたものとみなされる。

第二条

仲裁手続は、仲裁を求める当事者(以下「申立人」という。)が他方の当事者(以下「相手方」という。)に対して通告を行ふことにより開始される。通告には、紛争の性質、求めている救済及び申立て最初の法廷を開く。その後は、裁判所が開廷の場所及び日を決定する。

第六条

裁判所は、この附属書に別段の定めがある場合及び両当事者が別段の合意をする場合を除くはか、仲裁手続を決定する。

第七条

裁判所は、自己の管轄について判断する。ただし、紛争が協定第四十二条の規定に基づき理事会又は総務会の管轄に属する旨の異議が裁判所に提出され、裁判所がその異議を正当なものと認める場合には、裁判所は、場合に応じて理事会又は総務会にその異議を付託するものとし、当該異議について決定が行われるまで仲裁手続を停止する。

第八条

裁判所は、この附属書の対象とされている紛争について、この協定、銀行の基本規程その他の規則及び適用可能な国際法の規則を適用する。

第九条

裁判所は、両当事者に対し公正な陳述の機会を与える。裁判所は、すべての決定を過半数による議決で行うものとし、その決定の基礎となつた理由を述べる。裁判所の仲裁判断は、書面によるものとし、少なくとも一人の仲裁人が署名する。その写しについては、両当事者に送付する。仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、両当事者を拘束する。上訴、取消し又は再審は、許されない。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一 本件の目的及び要旨

官報(号外)

るイスラエル等とアラブ諸国との間の紛争が発生するなど政治的に不安定な地域であり、国際社会の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼしてきた。平成三年十月に開催されたマドリッド中東和平会議以来進められている中東和平プロセスは、国際社会の支援の下、中東地域の不安定な情勢の改善に大きく寄与してきた。この中東和平プロセスに対する経済面からの下支えを強化するため、エジプト、イスラエル、ヨルダン及びパレスチナ人のイニシアティブにより、平成六年十月の第一回中東・北アフリカ経済サミットにおいて、中東・北アフリカ開発銀行の設立を含めた資金メカニズムについて検討を開始することがその宣言に盛り込まれた。その後、関心を有する国・地域の参加の下に当該銀行を設立するための協定が作成されることとなつた。この作成のための会合は、平成七年一月以降、アメリカ合衆国を事務局として数回にわたり開催され、その結果、平成八年八月二十八日に中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定が作成された。

本協定は、中東・北アフリカ地域の平和、安定及び開発を強化し及び促進するため、地域的な経済開発及び経済協力を促進する機関として中東・北アフリカ経済協力開発銀行(以下「銀行」という。)を設立することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 銀行は、経済基盤の整備を中心とする地域的な事業計画及び民間部門の成長の支援等のために域内外の資本を動員すること並びに経済協力を促進するための場を設けることを目的とする。
 - 2 付表Aに掲げられている者であつて、中東和平プロセスの支援、域内における経済協力の促進等を誓約するものが銀行の原加盟者となることができる。総務会は、この協定の規定に従つて原加盟者とならないものを銀行の新たな加盟者として承認することができる」と。
 - 3 銀行の授権資本は、三十三億三千八百七十五特別引出権とし、それぞれ百特別引出権の額面価額を有する三千三百三十八万七千株の株式に分けられる。総務会は、銀行の資本を増額することができる」と。
 - 4 原加盟者は、付表Aに掲げる数の株式に額面で応募し、株式の払込部分及び請求払部分を付表Aの規定に従つて払い込むこと。
 - 5 銀行は、特別基金の任意提出を求め及び任意に拠出された特別基金の管理を受諾することができる。
 - 6 銀行に、域内加盟者で構成する経済協力フォーラムを置き、同フォーラムは、相互の情報交換及び銀行への情報提供、事業計画の調査等を行うこと。
 - 7 銀行は、中東和平プロセスの支持、市場指向型経済の推進等を行う域内加盟者の領域内において金融業務を実施すること。
 - 8 銀行は、加盟者の領域内の民間部門の企業、民営化の過程にある国有企業及び経済基盤の整備等の地域的な事業計画を対象として、貸付け、貸付けへの参加、貸付けの保証、株式又は持分への投資及び技術援助を行うこと。
 - 9 銀行に、経済協力フォーラムのほか、総務会、理事会、総裁並びに銀行が定める任務を遂行するための役員を置き、銀行のすべての権限は、総務会に属すること。
 - 10 銀行の主たる事務所は、エジプト・アラブ共和国のカイロに置くこと。
 - 11 総務会は、この協定を改正することができると。改正は、総務会により採択された場合は、加盟者に対する公式の通報の日の後九十日までの間で、加盟者に効力を生ずる。脱退の権利等特定の事項についての改正は、すべての加盟者の賛成投票を必要とする」と。
 - 12 総務会は、加盟者がこの協定に基づく義務を履行しない場合には、当該加盟者の資格を停止することができる」と。
- なお、付表Aは、銀行の当初の授権資本株式への加盟予定者の応募額について規定して
- 本件を要する経費
- 本件に要する経費は、平成九年度一般会計予算大蔵省所管に、中東・北アフリカ経済協力開発銀行出資金として、十一億六千九百九十五万四千円が計上されている。
- 右報告する。
- 平成九年三月十七日
- 外務委員長 逢沢 一郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右
国会に提出する。

平成九年一月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、中東・北アフリカ経済協力開発銀行(以下「銀行」という)に加盟するため必要な措置を講じ、及び中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資等)

第二条 政府は、銀行に対し、四百六十七億九千八百十二万三千八百六十九円の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

2 前項の規定により出資することができる金額の範囲内において、本邦通貨により、出資し、又は協定第六条(2)に規定する特別基金に充ててため拠出することができる。

(国債による出資等)

第三条 政府は、前条の規定により銀行に出資し

又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資し又は拠出することができる。

に「、中東・北アフリカ経済協力開発銀行」を加える。

3 同銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととする。

の例に準ずることとする。

二 議案の可決理由

中東及び北アフリカ地域における経済開発、貧困削減及びこれを通じた同地域の平和の促進を目的とする中東・北アフリカ経済協力開発銀行に加盟し、我が國が同銀行の活動を支援していくことは、我が國と同地域との経済関係の緊密化に資するものである。

以上の観点から、同銀行に対する出資及び拠出について所要の措置を講ずることとする本案は、時宜に適した妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成九年度一般会計予算に、「中東・北アフリカ経済協力開発銀行出資」として現金出資分十一億七千万円が計上されている。また、国債による出資については、平成九年度償還見込額(約十一億七千万円が予定されている。)が、同予算の国債費の中に含まれている。

1 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

2 同銀行への出資又は拠出のための国債の発行権限を政府に付与するところに、その発行条件、償還等については、国際復興開発銀行

右報告する。

平成九年三月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

大蔵委員長 須賀福志郎

官報 (号外)

[別紙]

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 これまでに中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟の意思を表明していない、域内の主要国及び域外の主要先進国に対し、我が国としても積極的に加盟の働きかけを行うこと。
一 國際機関の運営等に当たっては、人材面等での協力を進めるとともに、主要出資国にふさわしいリーダーシップの發揮に努めること。
一 國際機関に関し、我が国の拠出金の使用を含めその活動内容の透明性の確保に努めること。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案に対する附帯決議

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)
第一條 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の二項を加える。
11 前各項の規定により出資することができる金額のはか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十三億一千三百万ドルの範囲内において、出資することができる。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)
一 議案の目的及び要旨
本案は、国際復興開発銀行及び国際開発協会に対する我が国の出資額が増額されることとなるのに伴い、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

12 第二条 前各項の規定により出資することができる我が国の出資額(エニア引上げに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資額のほか、約三十二億協定ドルの範囲内において追加出資する)とができる。この法律は、公布の日から施行する。

右
国会に提出する。
平成九年一月十日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案に対する附帯決議
会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

ある。これが、この法律案を提出する理由である。

を講ずることは、時宜に適した妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

三 本案施行に要する経費

国際復興開発銀行に対する追加出資のうち、現金による払込分については、平成九年度一般会計予算に、「国際復興開発銀行出資」として約二十八億円が計上されている。また、国債による払込分については、平成九年度中の償還見込額(約二百二十一億円が予定されている)が、同予算の国債費の中に含まれている。

また、国際開発協会に対する追加出資は、全額国債により行うこととしているが、そのうち、平成九年度現金償還見込額(約二百三十七億円が予定されている)が、同年度一般会計予算の国債費の中に含まれている。

2 国際開発協会(いわゆる第二世銀)の第十一
次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資額のほか、約一千三百四億円の範囲内において追加出資することができる」ととする。

右
平成九年三月十八日
大蔵委員長 額賀福志郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
〔別紙〕

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案に対する附帯決議
会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

官 報 (号 外)

である。

- 一 これまでに中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟の意を表明していない、域内の主要国及び域外の主要先進国に対し、我が国としても積極的に加盟の働きかけを行うこと。
- 一 國際機関の運営等に当たっては、人材面等での協力を進めるとともに、主要出資国にふさわしいリーダーシップの發揮に努めること。
- 一 國際機関に対し、我が国の拠出金の使用を含めその活動内容の透明性の確保に努めること。

平成九年三月十八日 衆議院会議録第十八号

一部を改正する法律案及び同報告書
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の

四八

衆議院会議録第十四号(一)中正誤

ペジ 段行 誤
三 四 三 方法が 正
方法で

明治
三十五年三月三十日
種別便物認可

発行所	虎千〇五
大蔵省印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
電話	03(3587)4294
定価	本号 二二〇円 (配本体送別料 二二〇円)